

「避難生活支援と「もれ・むら」のないコーディネート」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

日本のどこで災害が起きても**支援の「もれ・むら」**をなくし、必要な支援を効果的に届けるため、現在、多様な主体間における連携・協働による避難生活支援の仕組みの構築が進められています。

さらに、このシンポジウムにより、我々が目指すべき「**被災者支援コーディネーション**」とは何かを明らかにすることで、災害中間支援組織によるコーディネーションや都道府県域**NW**構築など具体的な取り組みを進めます。

「避難生活支援と「もれ・むら」のないコーディネート」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク



防災基本計画・エコシステムについて
政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
村上威夫

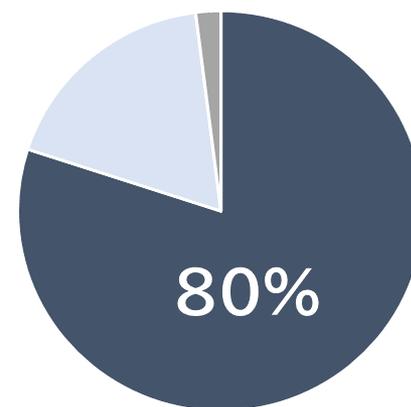
避難生活における社会課題

- ・ 長期間の避難生活により、**災害関連死** が増加

災害関連死とは：災害の直接被害ではなく、避難中や避難後に健康状態が悪化などにより命を落とすこと。

不十分な医療サービスや避難生活中の劣悪な環境により体調が悪化したり、仮設住宅での生活苦等が要因とされる。

・ 熊本地震では、人的被害の8割は災害関連死



■ 災害関連死
■ 警察が検視により確認した死者数
■ 地震後の豪雨による死者数

「助かった命をどう守るか」が大きな課題

避難所運営を支援するNPO等の活動事例



- 関東・東北豪雨（平成27年）では、避難所運営に長けたNPOの助言に基づき、常総市の避難所において高齢者等の福祉避難スペースの居住性が大幅に向上
- 熊本地震（平成28年）では、熊本県関係部局、熊本市、NPOが協働して、避難所の環境改善を目的とした「避難所アセスメント」を実施し、その結果に基づき生活環境を向上させた

関東・東北豪雨

- 常総市の避難所において、避難所運営に長けたNPOの助言に基づき、民間企業から提供を受けた段ボール等を用いて、高齢者等の多い福祉避難スペースに段ボールベッドを導入。
- 床からの冷氣やほこりの巻き上げが防止され、居住性の大幅な改善が図られた。



出典：水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ報告（平成28年3月）

熊本地震

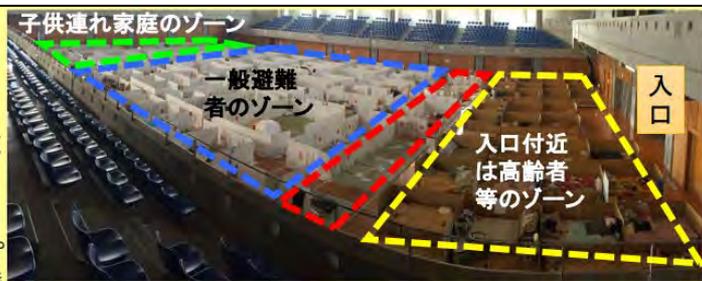
- NPO等が調査した避難所の様子は、政府現地対策本部および熊本県に報告され、結果を受けて、行政・NPO・ボランティア等が避難所の生活環境の向上を図った。
- これにより、高齢者・子連れ家庭に配慮した避難所の居住スペースの調整が行われるなど、避難所の生活環境改善につながった。



NPOが協力した 避難所の空間整序の例

JAR(難民支援協会)等が宇城市と連携し、宇城市松橋総合体育文化センターにおいて、避難者が主体的に避難所運営に関わるように巻き込みつつ、空間を整序した。

5月11日(水)撮影



出典：内閣府「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」、NPOくまもと資料

防災基本計画改正(平成28年5月、令和4年6月)

第2編第2章第6節(2)避難所の運営官埋等 | 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、…避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める(後略)。」



避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築 ～地域の災害専門ボランティアの力を活かす仕組み・体系の構築～

「エコシステム」

動植物の食物連鎖や物質循環といった生物群の循環系という意味から転じ、ある分野の構成員の協関係、連携関係の中で、全体がうまく回る状況を表すものとして使用。

「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」

避難生活支援において、行政、避難者（地域住民）、ボランティア等が協働する結果、
・個々のボランティアはスキルを向上
・地域では避難生活環境を向上（防災力を向上）
といった相乗効果を生むシステム

現状・課題

1995年の阪神・淡路大震災（ボランティア元年）から四半世紀を経て、優れたスキルを持つ災害ボランティア・NPOが現れている

避難生活での**災害関連死、被災者の尊厳が確保されない状況**

[熊本地震では、死者のうち災害関連死が約8割(218人/273人)
(平成31年4月12日現在)]

専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOが知られていない

災害ボランティア・NPOに対する行政や地域住民等の理解不足

大規模災害時には、
・自治体のマンパワー・避難生活支援の専門的スキルが不足
・専門的スキルを持つ災害ボランティア・NPOも少数で不足

避難生活支援での**災害ボランティア・NPOと行政の連携・協働が不十分**

・大規模災害時は**広域から災害ボランティアが集まることが困難**
・コロナ禍では**地域外の災害ボランティアを受入れることに抵抗感**

政策の方向性

避難生活支援・防災人材育成エコシステム※のフル活用
(※別紙参照)

地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援

- 地域の災害ボランティア人材が、自主性や意欲に応じて、知識や経験を積み**スキルアップできるキャリアパス・モデルを提示**
- スキルアップのための**体系的な災害専門ボランティアの育成研修、災害ボランティアの信頼と認知度を高める研修修了認定の仕組みを構築**

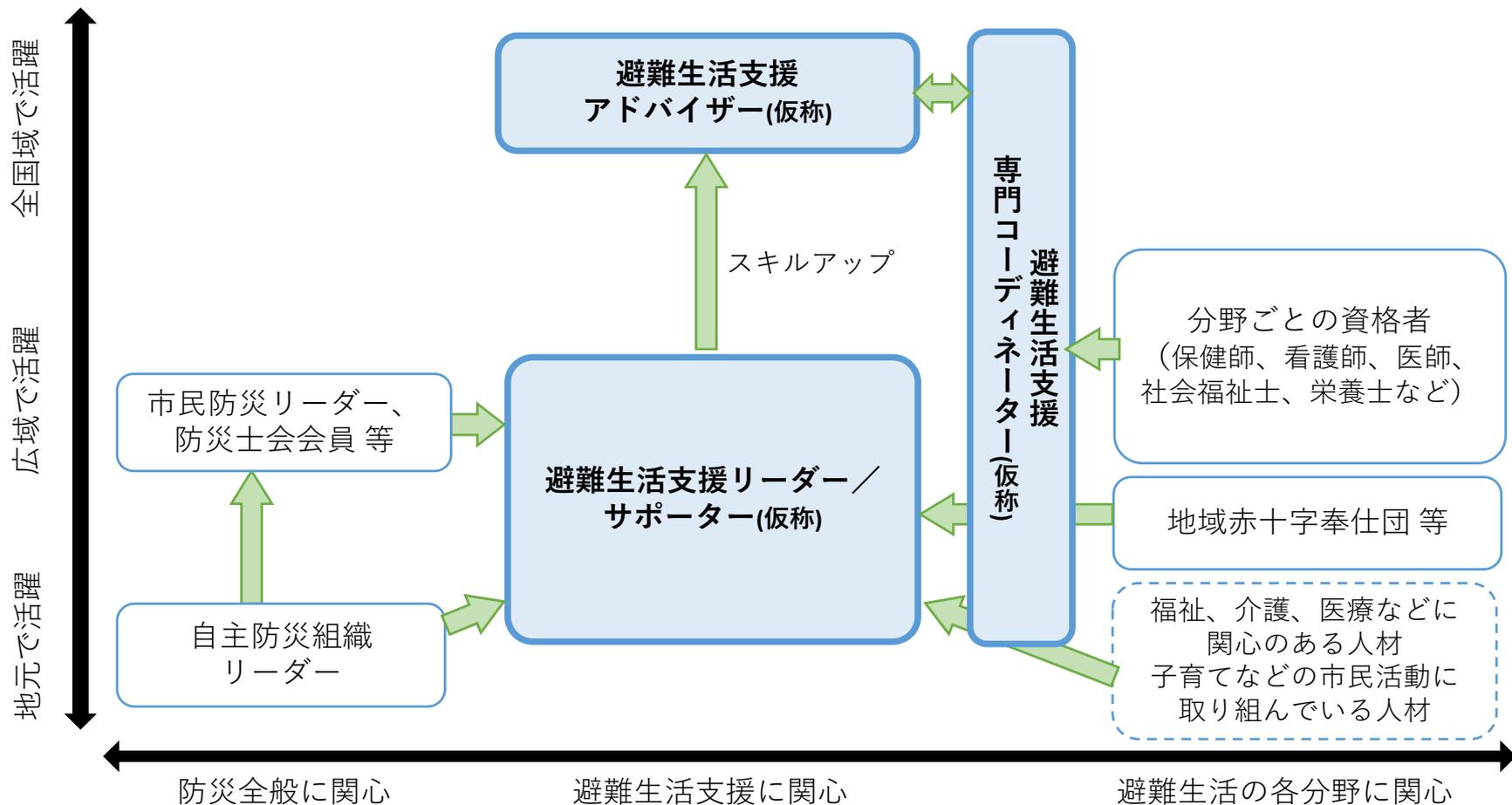
**地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による
地域防災力の向上
(=避難生活支援の充実・避難生活環境の向上)**

- 避難生活支援・防災人材育成エコシステムを推進する、**都道府県レベルでの行政、NPO、社協等の連携体制を構築**
- 平時から、**データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチングの実施**
- 災害時の避難生活支援における**災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進**

「避難生活支援リーダー／サポーター」とは



- 一つの避難所に常駐して避難所の運営を支援（3つの人材モデルのうち育成が特に急務）
- 防災に関心の高い人材に加えて、地元で市民活動に関わる幅広い人材層の参加を期待





自治体による住民向け防災研修・講座の実施事例

- 各地の自治体において、さまざまなレベル・対象層別の住民向け防災研修・講座が開かれている。
- 避難所に関する講義や演習が含まれるものもあるが、全体の中の1コマ程度の場合が多い。

自治体	研修名称	日程、募集人員	研修内容	備考
兵庫県	ひょうご防災リーダー講座	12日間、90名	講義、救命講習、ワークショップ等 (要援護者対策、避難所運営に関する講義、ワークショップを含む)	修了者には称号と防災士受験資格が付与。修了者名簿が県民局及び市町と共有される。
	阪神地域 ひょうご防災リーダー講座	6日間、40名	同上(一部の講義・ワークショップが省かれている)	同上。県内他地域でも開催。
静岡県 *1	ふじのくに防災士養成講座	7~12日間、計300名	講義、救命講習、演習 (避難所運営に関する演習(HUG)を含む)	修了者には称号を付与(日本防災士機構の防災士とは異なる制度)
	ふじのくに災害ボランティアコーディネーター養成講座	1~3日程度 各10~30名程度	地震や被害想定に関する最新情報の提供、災害ボランティア活動の演習、避難所運営演習(HUG)など	県内市町社会福祉協議会で実施。修了者に「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」の称号を付与。
愛知県 *2	防災・減災カレッジ	1~12日間	防災基礎研修、市民防災コース、企業防災コース、地域防災コース、啓発指導講座等(要配慮者支援、避難所運営に関する講義を含む)	指定の講座等を受講した者には「 防災リーダー証 」等の資格認証カードを授与。
東京都	防災コーディネーター研修(女性向け研修)	半日+動画配信	地域生活編、職場編の2コース (地域生活編は避難生活での困りごとや要配慮者に関する内容を含む)	修了者には修了証を交付。

出典：各自治体のウェブサイトに掲載された令和3年度の研修内容に基づき内閣府が作成(オンライン形式のため例年の開催内容と異なる場合がある)

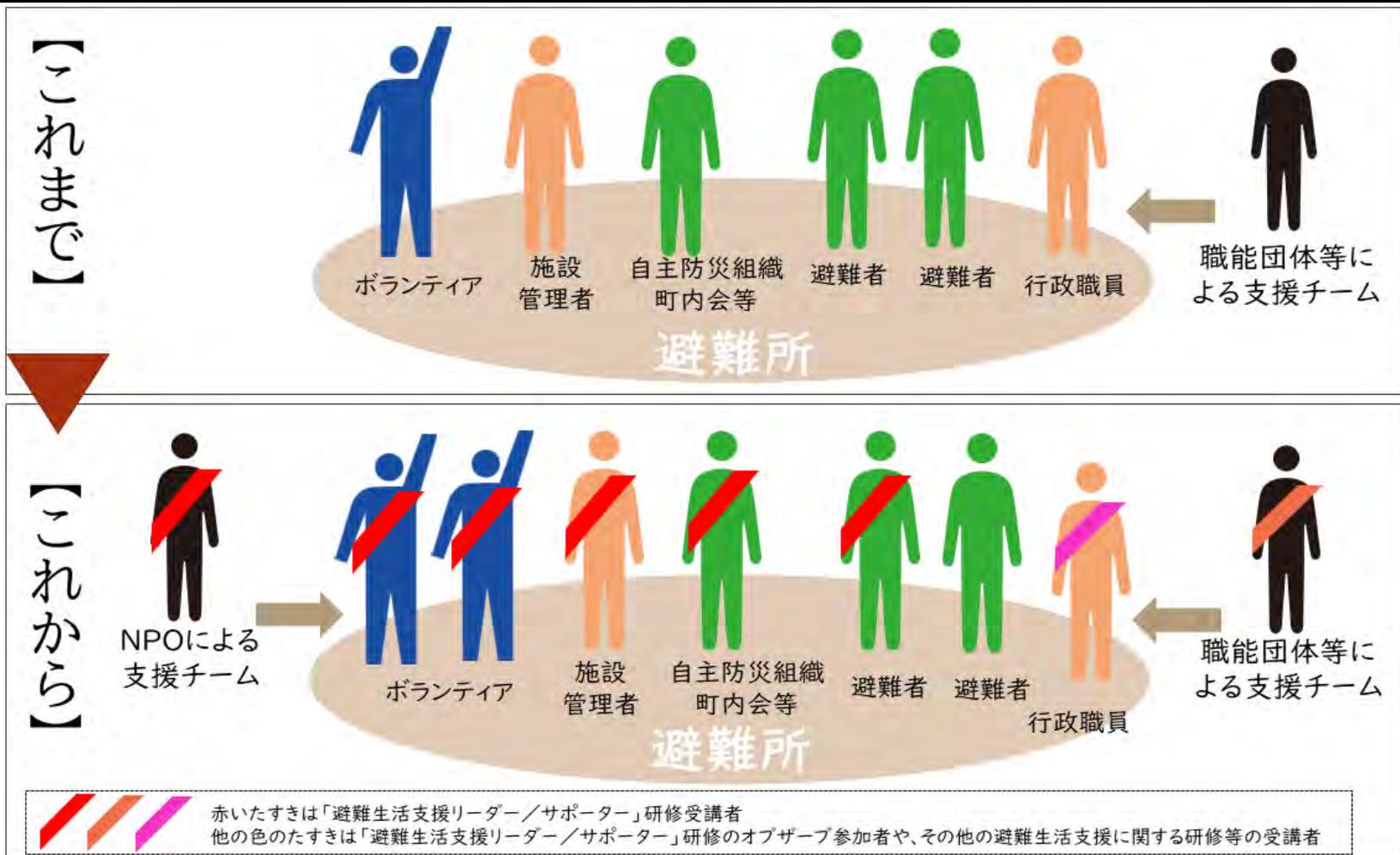
*1 静岡県にはその他にも「ふじのくに防災士フォローアップ研修」、「ふじのくにジュニア防災士養成講座」等の研修・講座がある。

*2 愛知県の研修の主催者は「あいち防災協働社会推進協議会」(会長：愛知県知事)及び「あいち・なごや強靱化共創センター」。

避難所における活躍のイメージ



- 避難所運営の担い手となる人たちが幅広く研修を受講することで、避難生活の環境を向上できる
- 同様のカリキュラムを受講した外部支援者（NPOや職能団体等の支援チーム）を受入れやすくなる



「避難生活支援と「もれ・むら」のないコーディネート」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

避難所支援の実績

これまでの被災地支援活動において、**105か所**の避難所で支援を実施。

- | | | |
|---------|----------------------|------|
| ・ 2011年 | 東日本大震災（宮城県石巻市） | 60か所 |
| ・ 2014年 | 広島土砂災害（広島県広島市） | 2か所 |
| ・ 2015年 | 関東・東北豪雨（茨城県常総市） | 1か所 |
| ・ 2016年 | 熊本地震（熊本県益城町、熊本市、西原村） | 17か所 |
| ・ 2017年 | 九州北部豪雨（福岡県東峰村） | 1か所 |
| ・ 2018年 | 西日本豪雨（岡山県倉敷市） | 5か所 |
| ・ 2018年 | 北海道胆振東部地震（北海道厚真町） | 4か所 |
| ・ 2019年 | 九州北部豪雨（佐賀県大町町） | 2か所 |
| ・ 2019年 | 台風15号（千葉県南房総市） | 1か所 |
| ・ 2019年 | 台風19号（福島県いわき市） | 1か所 |
| ・ 2020年 | 7月豪雨（熊本県球磨村、大分県日田市） | 3か所 |
| ・ 2021年 | 7月豪雨 熱海市土砂災害（静岡県熱海市） | 2か所 |
| ・ 2021年 | 8月豪雨（佐賀県大町町、武雄市） | 6か所 |

海外**24**ヶ国、国内**65**地域



命をつなぐ避難先で亡くなる人も…

災害関連死の主な原因

東日本大震災

熊本地震



(調査対象1932人。2012年、復興庁調べ)

原因	人数
地震のショック、余震への恐怖による肉体・精神的負担	100
避難生活の肉体・精神的負担	74
医療機関の機能停止による初期治療の遅れ(転院、既往症悪化など)	43
電気、ガス、水道などの途絶による肉体・精神的負担	13
社会福祉施設など介護機能の低下	7
交通事情などによる治療の遅れ	1
多量のじん肺吸引	1
救助・救護活動の激務	0
その他(家屋倒壊による外傷など)	10

(調査対象197人。2017年、熊日新聞調べ)

7割以上が避難生活が原因



30日目の食事



おにぎり



パン



お弁当

配給



調理・配布



食事スペース

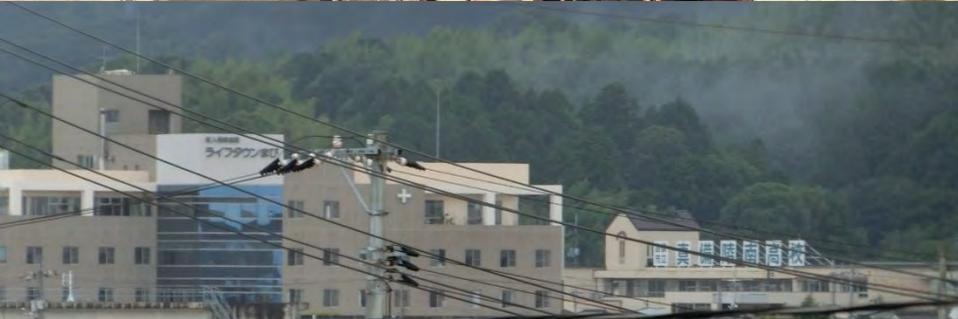


処分



一人ひとり異なる背景、目に見えないストレス

PBV
Peace Boat
Disaster Relief



避難生活(暮らし)をイメージした、
中長期の運営が考えられてない。

命

生活

尊厳

= 日常で守るべきもの

一人ひとりの
個別ケース対応



避難所内の環境整備



健康維持



生活の見通し



避難所の早期閉所に
繋がる

個別のニーズ把握・対応

家屋清掃や生活面、健康面、生活再建状況などについて現状の確認と、ニーズや困りごと、不安なことなどの

現場ヒアリング

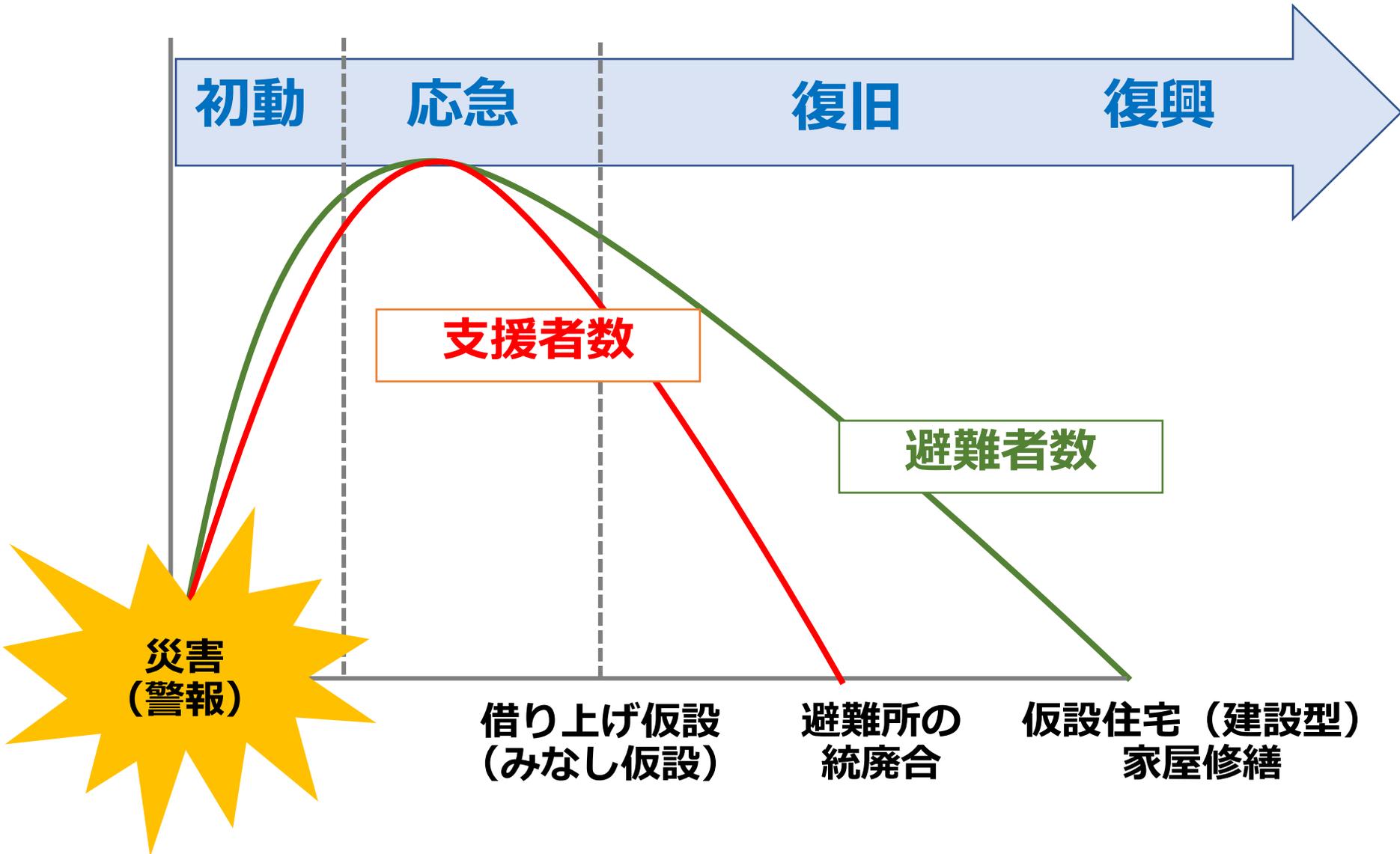


情報共有会議の運営サポート

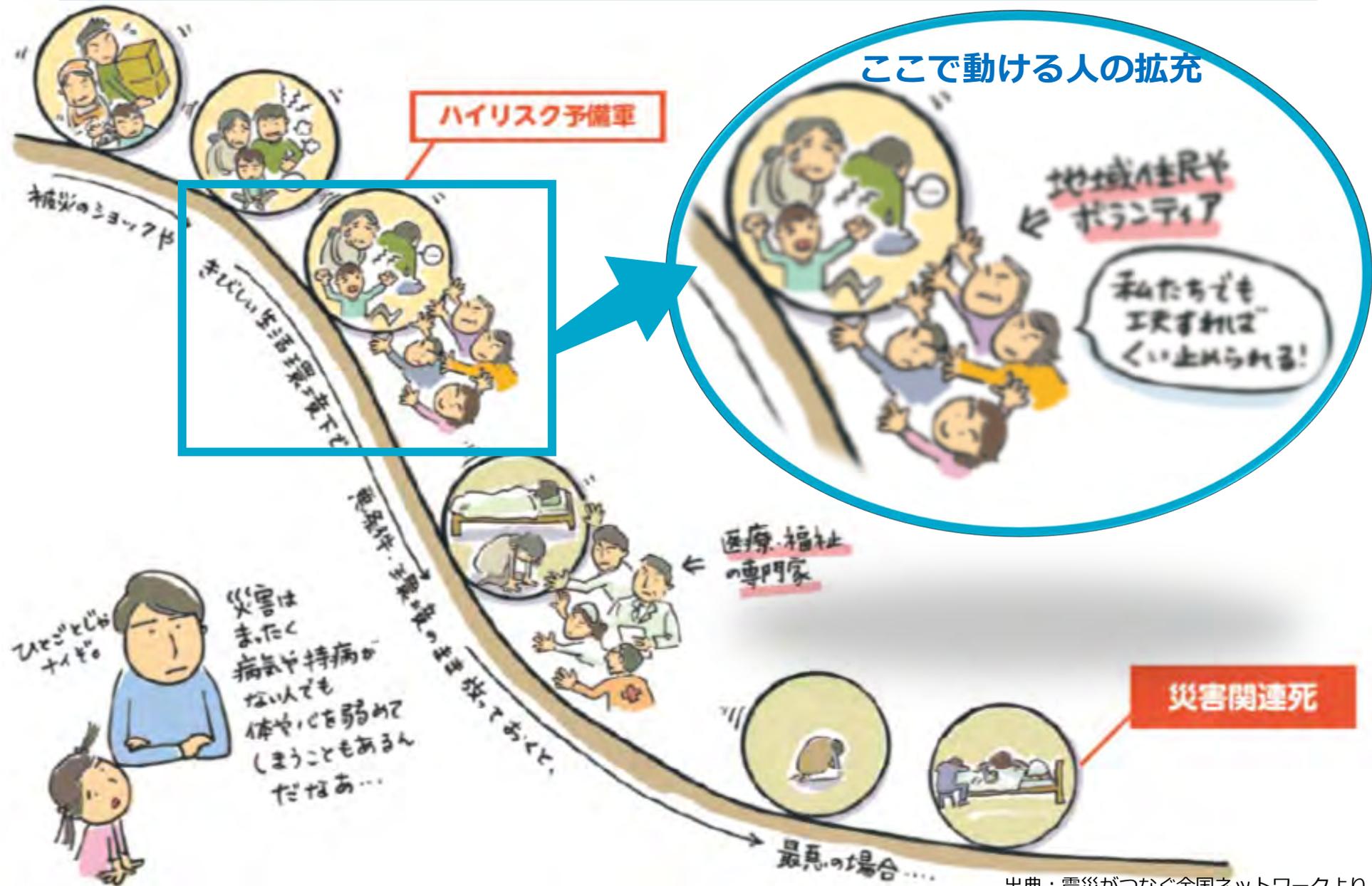
行政、社協、NPO、企業、自治会など
支援者間で情報共有を行い、支
援のモレやムラを防ぐ



避難所のフェーズ（段階・変化）



災害関連死を起こさせないアプローチ



想定外の(ルールがない)とき、
自分で考えて動く「人」が必要となる。



雑魚寝の危険性 → 簡易ベッドの導入

寝床≠居住スペース



プライバシー・健康



大切なのは頭の高さ！床から30cm以上あげること 雑魚寝の問題点⇔簡易ベッド導入のメリット（一例）

①エコノミークラス症候群の予防

- ・立ち上がり環境
- ・血栓症予防
- ・導入比較：血栓の発症が約1/3

②生活不活発病の予防

- ・立ち上がりやすさ→日常生活動作の維持
- ・高齢者の機能回復（つい寝たままなりやすい）

③呼吸器疾患の予防

- ・災害現場は埃っぽく土埃が避難所まで侵入
- ・床に寝ていると吸い込んでしまう

④低体温や凍死を防ぐ

- ・床からの冷気を遮断
- ・体温維持

⑤睡眠の質を改善/体力低下を防ぐ

- ・血圧も低下することがわかっている
- ・被災による疲労が蓄積し、体調を崩しやすい
- ・質も高い睡眠が必要（音や振動の軽減も）

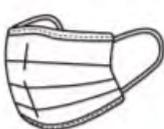
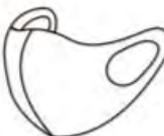
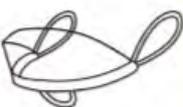
災害時の健康被害を栄養で防ぐ！





フェイスシールド、マウスシールドの飛沫感染防止効果

マウスシールドは、口元を覆い切れていない分、すき間から唾が飛び散る可能性が高いので、飛散防止の効果は低いとされています。

	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
対策方法		不織布 	布マスク 	ウレタン 		
吐き出し飛沫量	100%	20%	18~34%	50%※	80%	90%※
効果		高 ←—————→ 低				
吸い込み飛沫量	100%	30%	55~65%※	60~70%※	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※豊橋技術科学大学による実験値

※参考：厚生労働省障害保健福祉部（令和2年12月作成）「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

「吐き出し飛沫量」 ▶ 話した時や咳をした時に、マスクやシールドの外まで飛ぶ唾の量

「吸い込み飛沫量」 ▶ 息を吸ったときに、マスクやシールドを超えて人の唾や、空気中に浮いているウイルスを吸い込んでしまう量

知識（経験）と資源がよりよい連携に



災害で困っている人に
寄り添い、支え、ともに歩む

避難生活支援リーダー・サポーター研修

オンデマンド講座

動画研修/8コマ（15分程度/コマ）



研修テキストの中から特に重要な点を深める

- ✓ 避難生活支援リーダー・サポーター育成の必要性
- ✓ 災害「支援」の基礎知識
- ✓ 支援者としての心構え・姿勢
- ✓ 多様な被災者への配慮ニーズ対応
- ✓ 避難所運営の知識とスキル

避難所運営演習

3日間

3日間の演習を通じて、避難生活の環境向上のためのスキルや被災者とのコミュニケーションの基礎などを学びます。

避難所運営演習の概要

- 1日目 多様な被災者の心情や状況の理解
- 2日目 避難生活の課題と生活環境の整備
- 3日目 対人コミュニケーション、避難所運営の担い手との連携・協働



「災害関連死・ゼロ」を目指して

PBV
Peace Boat
Disaster Relief



災害を生き延びたあとに
死なせないために

「避難生活支援と「もれ・むら」のない コーディネーション」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

災害支援をめぐる状況と 社会福祉協議会の取り組み

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策企画部副部長
災害福祉支援活動推進室長
今井遊子

社会福祉協議会の災害対応の取り組み





DWATとは

Disaster Welfare Assistance Team

- DWATは、災害時における二次被害を防ぐため、避難所等に駆け付け、配慮が必要な人に対して福祉支援を行う専門職チーム
- 避難所等では、下記のような二次被害が想定される
 - ① 平時から福祉サービスの提供を受けている人がより重度化する
 - ② 平時であれば生活できる人が、避難所等の環境により状態が悪化し、支援が必要になる
- そのため、避難所等に派遣されたDWATは、避難者等の福祉ニーズの把握やトリアージ、福祉避難所への誘導、各種相談対応、環境整備などを実施する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)について

厚生労働省資料を
一部加筆

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、**平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、**
 - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、**介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、**
 - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等**福祉的な視点からの支援**を行い、**要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止**するとともに、**安定的な日常生活への移行を支援。**

※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々。

- 同チームの活動は、**東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている。**(実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際)

【DWATが活動した災害】

平成28年4月熊本地震・・・熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害・・・岩手県

平成30年7月豪雨災害・・・岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府

令和元年台風19号・・・宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害・・・熊本県

令和3年7月1日からの大雨・・・静岡県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、厚生労働省(社会・援護局福祉基盤課)が調整。

- 厚生労働省のこれまでの取組

・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助

・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知。

・令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修(受託先:全国社会福祉協議会)

・令和4年度～ **災害福祉支援ネットワーク・中央センター事業(受託先:全国社会福祉協議会)**

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは46都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは41府県(うち活動実績があるのは13府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

※令和4年6月1日現在
厚生労働省調べ

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	○	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	○	広島県	○	令和4年度設置予定
岩手県	○	◎	山梨県	○	令和4年度設置予定	山口県	○	令和4年度設置予定
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	令和4年度設置予定	大分県	○	○
東京都	○	○	奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	検討中		鹿児島県	○	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

ネットワーク事務局の状況



社協が関係
33カ所／46カ所中

(内訳)
県社協; 16
県社協と県庁の共同; 16
県庁; 10
県社協と県庁とJRATの
共同; 1
県庁と社士の共同; 1

令和4年3月31日現在 全社協調べ

※◎はDWAT活動経験あり。

	令和2年度	令和3年度
DWAT登録者 総数	6,630名	8,074名
回答都道府県平均	165.75名	192.24名

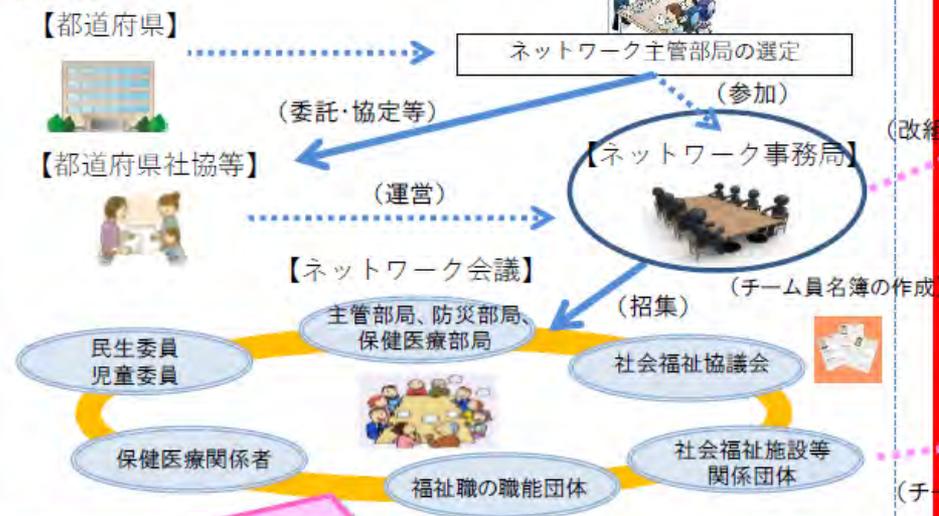
令和4年3月31日現在
全社協調べ

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

【平時】



- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。
- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発等 |

【災害時】



- 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。
- ① 他の福祉避難所等への誘導
 - ② アセスメント
 - ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
 - ④ 相談支援
 - ⑤ 避難所内の環境整備
 - ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。



近年のDWAT活動事例

- 平成30年7月豪雨
- 令和元年台風第19号
- 令和2年7月豪雨
- 令和3年7月熱海市土石流災害

平成30年7月豪雨における岡山県DWA Tの活動

平成30年7月豪雨時の派遣場所等

〔名称〕

災害派遣福祉チーム（DWA T = Disaster Welfare Assistance Team）

〔派遣場所〕

倉敷市真備町にある3か所の一般避難所

（岡田小学校7/10～9/2 菌小学校7/16～9/2 二万小学校7/18～9/2）

〔派遣構成〕

社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の福祉専門職の混成チームで編成、1クール5日間で活動。

〔活動期間〕

7月10日の先遣隊派遣から9月2日第13クールまでの55日間、県内39チーム137名（延べ人数262名）

県外15チーム66名が活動。 ※県外15チーム（京都6チーム、岩手2チーム、静岡3チーム、群馬2、青森2チーム）

9月2日（日）から9月30日（日）までの29日間、つどいの場（ふれあいサロン）活動を継続展開（28名）。

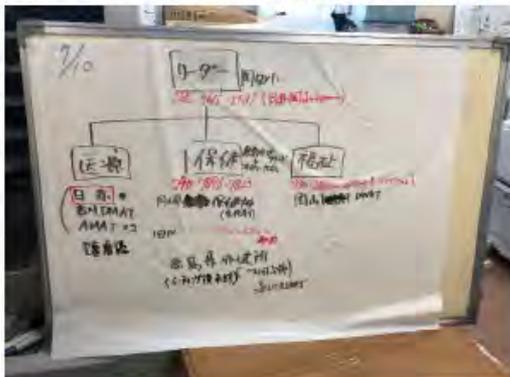
〔派遣先法人・団体〕

社会福祉法人36、医療法人（病院）6、NPO法人2、医療ソーシャルワーカー協会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、精神保健福祉士協会等 計50法人・団体

〔派遣指示〕

岡山県知事からの派遣要請に基づいた公的な支援チーム

【岡田小保健医療福祉支援体制組織図】



【DMATとの情報共有】



【DMATと連携した避難者への声かけ】



※ 黄色のピブスを着ているのがDWA Tメンバー

平成30年7月豪雨時のDWA T活動実績

日	活動状況
7/10	岡山県DWA T先遣隊メンバーが岡田小学校の状況確認。 <u>医療チーム（DMAT）の診療に立会う。診察後、要配慮者に対する継続的なフォローを要請される。</u>
7/11	岡山県DWA T先遣隊メンバーが岡田小学校の状況確認をしつつ、活動拠点の整備を進める。 <u>倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「倉敷地域災害保健復興連絡会議（KuradRO）」において、医療チーム（DMAT）が岡山DWA Tの取組を報告、福祉分野の関わり的重要性が認識され、本会議への参画要請がある。</u>
7/12～ 9/2	本格活動へ移行。1隊・7名が岡田小学校を拠点に、周辺の避難所を含め、支援活動を展開。京都府・岩手県・静岡県・群馬県・青森県から計66名の県外DWA Tも活動。
9/2～ 9/30	倉敷市社協における被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの間、支援する団体等がいなかったため、引き続き、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWA Tで取り組んできた要配慮者の見守りや相談対応、交流の場を提供する「つどいの場（ふれあいサロン活動）」を展開

平成30年7月豪雨時のDWA T主な活動内容

【アセスメント・ラウンド】

・医療救護班（DMAT）や保健師チーム、JRAT（リハビリ）などの専門職チームと連携し、避難所内の要配慮者を中心に、心身の状態の確認や生活環境の確認、声かけを行う活動。

【要配慮者支援】

・アセスメントを通して見えてきた問題や福祉的な支援が必要な方々に対して、例えば、福祉施設利用に向けて福祉関係機関やケアマネへの連絡調整や、虐待案件の通報など必要な支援を行う活動。仮設住宅への転居や避難所の閉鎖の段階では、積極的に地元の関係機関に引き継いでいく活動。

【環境整備】

・避難所内の公衆衛生の向上をはかるためのトイレやごみ箱等の定期的な清掃活動や下駄箱やスロープ設置提案等の段差解消など福祉的な視点に立った環境整備にむけた活動。

【なんでも相談コーナー】

・被災者の置かれた状況は段階に応じて変わっていくため、いつでも、なんでも相談できるブースを設け、傾聴の姿勢で被災者の相談支援にかかわる活動。

【つどいの場（ふれあいサロン活動）】

・介護予防や仲間作り・交流の場として、軽体操や茶話会を行う活動。



令和元年 台風第19号における災害派遣福祉チームの活動

被災13都県(災害救助法の適用)の活動状況

都道府県	DWAT設置	活動状況
岩手県	○	DWATの活動予定なし。
宮城県	○	10月26日から11月11日まで大崎市の避難所で活動。
福島県	○	11月1日から3日まで本宮市、11月6日から8日までいわき市、11月13日から13日、26日から28日まで郡山市の避難所で活動。
茨城県		
栃木県	○	10月28日から11月19日まで栃木市の避難所で活動。
群馬県	○	<u>県内でのDWATの派遣はなし。</u> 10月24日から12月10日まで <u>長野市の避難所に派遣</u>
埼玉県	○	10月19日から11月20日まで川越市の避難所で活動。
東京都		
神奈川県		
新潟県	○	DWATの活動予定なし。
山梨県		
長野県	○	10月13日 活動を開始。 10月14日 福祉避難所設置準備支援、避難所の要配慮者ニーズを把握。 10月15日 避難所4か所で活動し、アセスメントの上、福祉避難所等への移行支援 10月17日 避難所4か所で要配慮者の福祉相談デスクの設置 12月10日 活動終了
静岡県	○	DWATの活動予定なし。

【宮城県DWAT】

宮城のニュース

宮城 社会

大崎・鹿島台の避難所で福祉支援チーム活躍 災害弱者の環境改善

ツイート

台風19号に伴う吉田川の決壊で被災した大崎市鹿島台の避難所で26日、宮城県や県社会福祉協議会、福祉関係団体などで構成する「県災害派遣福祉チーム（DWAT）」が支援活動を始めた。30日まで高齢者や障害者、乳幼児らの支援に取り組む。DWATの派遣は初めて。

66世帯179人（26日現在）が身を寄せる旧鹿島台二小に、社会福祉士など専門職5人が訪問。テントや段ボールベッドが並ぶ体育館を巡回しながら被災者の声を聞き、相談コーナーの開設や、校舎の一角に子どもの遊び場を設けるなど環境改善に取り組んだ。

被災者の困りごとにも細やかに対応する。13日から避難所で過ごす無職女性（85）は「体育館の床は歩行用のつえの先が滑りやすくて困る」と相談。DWATのメンバーはつえを確認し、先端のゴム部分の交換を申し出た。

DWATの一員で、仙台市の社会福祉法人で働くケアマネジャー千葉祥裕さん（43）は「高齢者や障害者の動きを考慮しながら生活しやすい環境にしていきたい」と話した。

志田谷地地区の自宅が被災した農業女性（89）は「避難所は気が休まらないが、助けてもらいたい」と話した。



被災した高齢者から話を聞くDWATのメンバー＝26日午前9時45分ごろ、旧鹿島台二小

拡大写真

令和元年 台風第19号における災害派遣福祉チームの活動

【長野県DWAT】

2019.10.14 総務企画部

長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（災福ネット）は、災害福祉支援の充実を目指して、平成31年2月、県内の社会福祉団体及び長野県等21団体によりスタートしました。災福ネットでは、長野市の避難所等への長野県災害派遣福祉チームの派遣など、福祉支援に取り組みます。

避難所での「なんでも相談コーナー」の運営



避難所での多職種との引継ぎ



なんでも相談コーナー

- 10月14日～ 長野県の要請に基づいて長野市内の避難所に長野県ふくしチームを派遣
- 10月25日～ 群馬県災害派遣福祉チーム（DWAT）の応援派遣開始（～11月22日まで）
- 両チームで2つの避難所に「なんでも相談コーナー」を設置するなど、福祉支援を行っています。

【栃木県DWAT】

【栃木県】

DWAT、初の本格活動 栃木 被災高齢者、障害者ら支援

下野新聞 2019年11月6日(水)



避難者の相談に応じるDWATメンバー

【栃木】大規模災害発生時に高齢者や障害者などを支援する「災害福祉支援チームDWAT（ディーワット）」は、避難所になっている菌部町2丁目のとちぎ西部生きがいセンターなどで台風19号での被災者支援活動を行った。1月の設置以後、今回が初めての本格的な活動となった。

DWATは県や県社会福祉協議会などが設置し、現在は264人のメンバーが登録されている。主に避難者の相談対応や避難所の環境整備などを行う。

この日は市の保健師が同行し、DWATメンバー5人が避難者の健康状態や避難所生活の悩みなどをカウンセリング。

入浴支援施設の情報提供や障害がある人へのデイサービスの紹介など、それぞれの避難者に合わせた対応をしていった。

自宅が床上浸水の被害に遭った菌部町3丁目、小野寺愛子（おのでらあいこ）さん（80）は「今は疲れがピークだが、親身に話を聞いてくれるだけで元気が出る」と感謝していた。

DWATの支援は今後も市と協議し、継続して実施していく予定だ。

令和2年7月豪雨における熊本県DCATの活動

- 令和2年7月豪雨により、熊本県では球磨川流域をはじめ県内各地で甚大な被害を受け、避難所は八代、芦北、人吉・球磨地域を中心に212カ所(最大)が開設された。
- 災害派遣福祉チームの活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念から、県外からの応援チームの受入が自粛されたことに伴い、熊本DCATのみの対応となった。
- また、熊本DCAT隊員が所属する施設でも感染対策が徹底され、チーム活動への参加が難しくなるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中での活動となった。

〔名称〕

熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT＝Disaster Care Assistance Team）

〔派遣場所〕

人吉・球磨、芦北地域の避難所 計17カ所

人吉スポーツパレス、人吉第一中学校、旧多良木高校、球磨中学校など

〔活動期間・人数〕

7月8日から9月30日までの85日間
約500名（延べ人数）

〔活動参加団体〕

熊本DCATとして職員の派遣協定を締結している7団体のうち、

- ・ 熊本県地域密着型サービス連絡会
 - ・ 一般社団法人 熊本県老人保健施設協会
- が参加



【避難所内に設置した「さしより相談処」】

【避難者への声かけ】



熱海市土石流災害における静岡DWATの動き ～初動を中心に



令和3年 7月3日(土)	・土石流発生	
7月4日(日)	・静岡県社協が静岡県にDWAT派遣可否を照会 ⇒静岡DWAT派遣要請なし ・熱海市が9か所の避難所を2か所のホテルに集約	情報収集・ 関係団体との 調整を継続
7月5日(月)	・ 熱海市から静岡県にDWAT派遣要請 ・静岡県社協が事務局となり、熱海市避難所関係の 情報共有会議をオンラインで開催	
7月6日(火)	・静岡DWAT事務局(県社協2名)及び DWATチームメンバー(2名)が 先遣隊として現地入り 現地調整及び今後の支援方法等を確認	
7月7日(水)	・避難所(ホテル)で保健師・DWAT合同チームが 避難者のアセスメントを実施 避難者約500名のうち、特に支援が必要な方は約100名	静岡DWAT 第1クール派遣開始
7月15日(木)	・避難所(ホテル)の滞在期限(～20日朝まで)を受け、 行政が避難者アンケートを実施	
7月20日(火)	・避難所の移動完了(別のホテル2か所に300余名が避難)	
7月21日(水) 以降	・避難所(ホテル)の滞在期限や、他団体の派遣終了の動きなど、 静岡DWATとしての活動を継続しながら、引き続き今後の対応を検討	

保健・医療・福祉調整会議の様子



保健師等とDMATが合同で各部屋を回り
避難者のニーズを聞き取り



地元社会福祉法人の協力を得て
ホテルに避難していた利用者を元の施設に移送





被災者支援コーディネーション 支援分野の全体像(14分野×時間)

発災 → 3か月 → 半年 → 2年

被災者の生活の場所ごとの分野

①在宅 (調査、移動、家屋、健康、経済、ケース)	3か月	半年	2年
②避難所 (調査、運営(環境整備、支援調整))	3か月	半年	2年
③応急仮設住宅 (環境整備、移動、見守り、生きがい、ケース)	3か月	半年	2年
④災害公営住宅 (環境整備、見守り、ケース)	3か月	半年	2年

避難生活を支える

※災害によっては、市町村域・都道府県域を超える「広域避難」への対応が必要となるケースもある。

被災者の課題ごとの分野

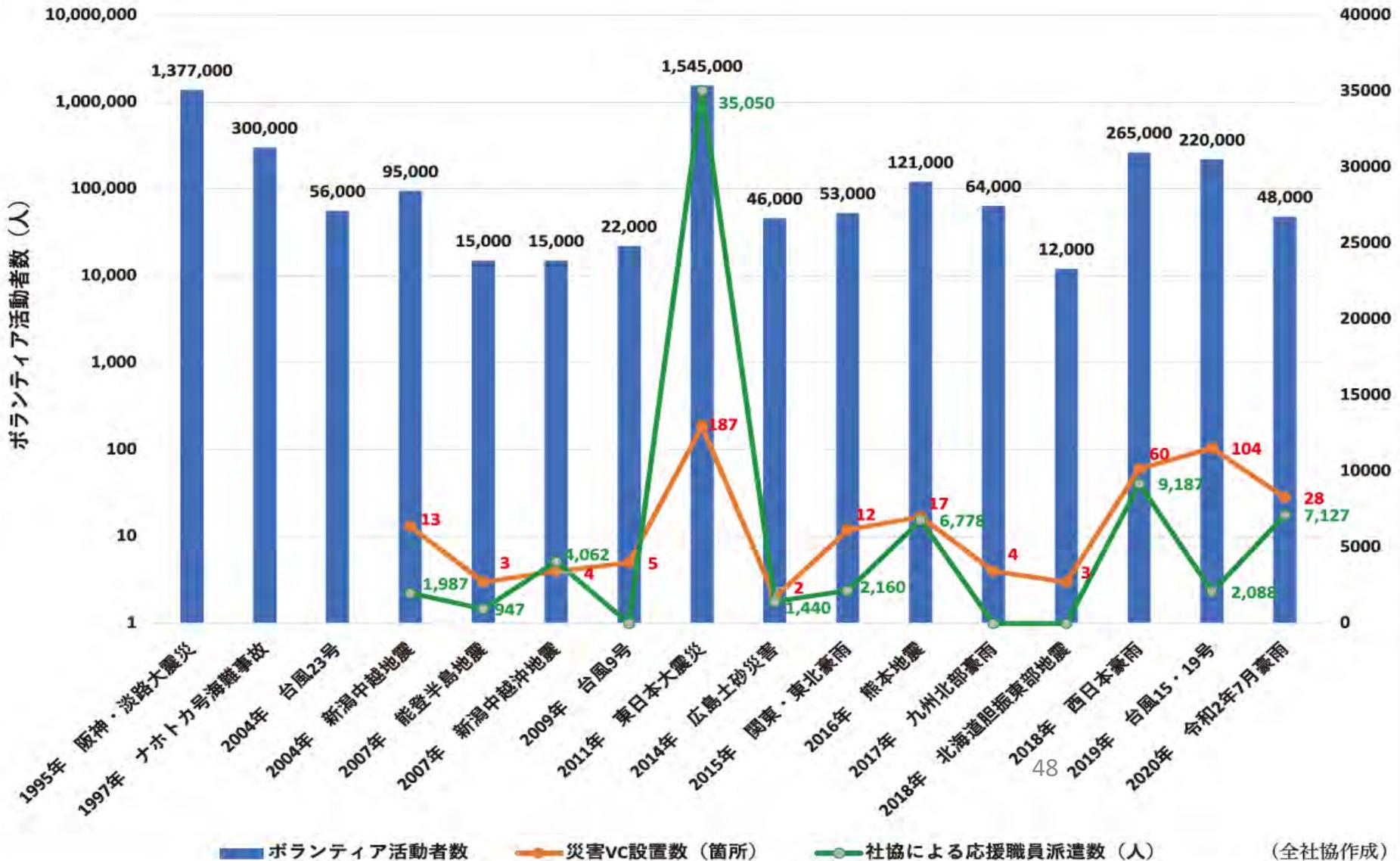
⑤食と栄養 (食材、食事、調理環境、ケース)	3か月	半年	2年
⑥子ども (居場所、ストレス・メンタルケア、施設再開など)	3か月	半年	2年
⑦物資 (衣料、消耗品、家電、備品、ケース)	3か月	半年	2年
⑧保健医療福祉/要配慮者 (ケース、環境整備、物資など)	3か月	半年	2年
⑨外国人 (多言語発信、翻訳・通訳、調査)	3か月	半年	2年
⑩ペット (食料、飼育用品、住み分け、健康管理)	3か月	半年	2年
⑪家屋保全 (床下、壁、屋根、カビ、土砂、貴重品、法面)	3か月	半年	2年
⑫暮らしの再建 (相談、ケース、経済、物資、転居、写真)	3か月	半年	2年
⑬コミュニティ形成 (施設、備品、場、まちづくり)	3か月	半年	2年
⑭生業 (農業、商店、事業所、販促、イベント)	3か月	半年	2年

生活を再建する
地域の賑わい

※ジェンダーに関して上記のあらゆる領域に関係していることにも留意する必要がある。



主な災害におけるボランティア活動人数と 災害VC の設置数、社協の応援職員派遣数



被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案

～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～(概要)2019年05月22日

趣旨

- 大規模災害発生後、被災地の社協では、各種事業の利用者の安否確認や地域におけるニーズ把握、生活支援の実施、一般事業の早期再開などが求められる。しかし、現実には、災害ボランティアセンターの設置・運営等が優先され、本来取り組むべき支援ができない、あるいは後回しになるといった状況が生じる。
- また、これまで社協はそのネットワークを活かした社協職員の応援派遣により被災地社協を支援してきた。しかし、それは災害ボランティアセンターの運営支援が中心であり、必ずしも社協職員の特性や強みを生かした支援ができていない。このため、災害ボランティアセンター以外の事業・活動の継続に向けた被災地の社協の課題と対応を整理し、今後の社協ネットワークを活用した支援の可能性やあり方等について、その考え方を提案する。

対応に向けた基本的な考え方

1. 災害時の活動を支える組織運営

- (1)法人運営の課題
- (2)対応に向けた基本的な考え方
- (3)発災後の対応と社協のネットワークを活用した支援の可能性

2. 総合相談・生活支援ニーズの把握と事業活動の継続

- (1)安否確認、被災状況の確認(対象者と方法等)に関する課題
- (2)対応に向けた基本的な考え方
- (3)被災地社協に対する都道府県・指定都市社協の支援のあり方

3. 社協が設置・運営する災害ボランティアセンター支援のあり方

- (1)災害VCの設置・運営に係る現状
- (2)災害VC等の設置・運営に係る社協ネットワークによる支援のあり方

発災前段階

- ・ 自社協で行わなければならない業務の明確化
- ・ 災害時における受援計画の策定
- ・ 平時の段階における意思決定と合意形成
- ・ 災害時の理事会・評議員会の具体的な運用方法等(事前シミュレーション)
- ・ 特例措置の確認
- ・ 事業継続計画(BCP)の策定
- ・ 災害時の協定締結

発災後段階

- ・ 本部機能の創設
- ・ 労務管理…確実かつ定期的な職員の休暇取得
- ・ 人事管理…各種雇用施策の有効活用
- ・ 財務管理等…収入の確保と臨時支出の備え、会計伝票等の適時処理
- ・ 情報管理…災害時の情報管理

社協のネットワークを活用した支援の可能性

外部支援が可能な業務

汎用性が高い
(共通化・標準化が可能)

独自性が高い
(共通化・標準化が困難)

共通化・標準化の可能性を確認し、業務範囲を明確にする
⇒汎用性の高い業務であれば外部支援の活用を検討

外部支援が不可能な業務

外部支援の対象外

当該社協の高度な判断や現業性・管理性・機密性の高さを確認し、業務範囲を明確化する
⇒汎用性の低い業務であれば自社協で実施する体制の構築を検討



大規模災害では、被災により新たな発生した支援ニーズに対する特別な対応が求められる一方、平時の福祉課題が顕在化したり、発災前より抱えていた福祉課題がさらに厳しい状況に追い込まれる住民も多数出てくる側面をはらんでいる。様々な支援機関・団体と支援活動をともにするなかで、改めて社協のビジョン、ミッション、バリューを確立し、「今、社協として何を為すことが最も大切になるのか」を常に確認しながら活動することが求められる。

• 行政との連携・協働の強化

災害ボランティアセンターの円滑な設置と運営

- ・災害VCの設置・運営にかかる基盤整備(拠点、資器材、車両、通信環境、人件費など公費助成)
- ・情報の共有(避難所、要配慮者、災害ごみ処理、ライフラインの復旧等に関する情報)

• 技術系NPO、災害中間支援組織等との連携・協働の強化

災害VCの活動範囲に収まらないニーズへの対応

- ・屋根の上、床下(床はがし)等危険な作業、重機等の使用、専門的知識が必要、活動経験が必要、…
⇒専門組織、NPO、企業、大学などとの連携

• 災害VCの業務の省力化・合理化・ICT化

- ・ボランティア事前登録・受付、ボランティア活動保険加入、資器材管理、引継ぎ、記録、活動証明発行(高速道路・宿泊などの割引)、問い合わせ対応、…

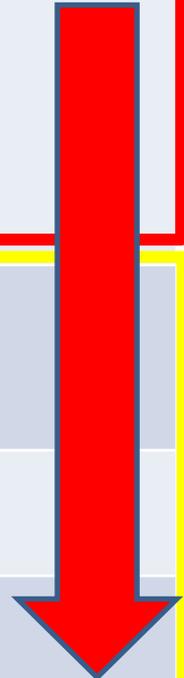
• 災害福祉支援活動の強化

都道府県域での災害福祉支援センター設置・運営、市町村域での災害CMの実施

- ・市町村域における、平時の相談・地域支援活動からつながる災害時の福祉による継続した支援活動の展開
- ・福祉・保健・医療、労働、教育、法律、住まい、地域社会の再生等、公私の幅広い機関・団体による連携・協働
災害ケースマネジメントの実施
- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣、災害VCへの運営者の応援派遣等、市町村域における支援を広域に支える
都道府県域における「災害福祉支援センター」の設置・運営

災害時の支援活動の多様化(拡大)

分野	支援の内容 ※ (★) はNPO等との連携・仲介調整等により対応
(ニーズ把握)	チラシの配布、訪問による聞き取り 民生委員・児童委員、自治会・町内会との協働など (★)
生活拠点の回復支援	家屋内・敷地内の片付け ・土砂出し、家財の搬入出・洗浄、清掃、廃棄物の分別・搬出・廃棄 ・重機使用による大量流入土砂・流木・ガレキなどの撤去 (★) ・床下・壁・屋根の応急措置(★) 住宅再建の相談・制度の紹介・専門家等への仲介(★)
要配慮者支援	高齢者・障害者等への水や生活用品、食事の配付 こどもの居場所づくり・学習支援(★) 移動・買物等の支援(★) 在留外国人等への支援 (翻訳・通訳、ハラル食等の提供) (★)
在宅避難者支援	避難状況の把握 食事・飲料、物品等の配付
仮設住宅利用者支援	引越しの手伝い、生活支援物品の配付、イベントの開催 公民館への備品、サロン、見守り支援
(避難所支援)	一時帰宅時の移動、片付け、仮設住宅等への引っ越し 炊出し、サロン等の開催、傾聴、ペット (★)
(生業支援)	商店街の片づけ・清掃、廃棄物の搬出など 農地に流入した土砂・廃棄物等の撤去、作業場・農機具の清掃など



4. 次なる災害に備え早急に実現すべき事項（5つの提言）

毎年のように大規模な自然災害が相次ぐなか、次なる災害に備え、災害時福祉支援活動の早急な基盤強化が必要となっている。そのために、まずは以下の事項の実現が不可欠である。

提言1 福祉的支援の拠点整備—「災害福祉支援センター(仮称)」の設置

- ・災害時の福祉的支援の総合化を図るとともに、広域支援の拠点を各都道府県、全国に設置する。
- ・各センターに知識経験を有する「災害福祉支援専門員(仮称)」を配置し、被災地市町村での助言・指導を担う。

提言2 人材の養成

- ・発災後、迅速かつ適切な支援を展開するため、必要な知識経験を有する人材を平時から養成する。
※避難所や災害ボランティアセンターの運営、災害派遣福祉チーム(DWAT)活動等の担い手となる人材の養成

提言3 人的支援の仕組みの構築

- ・被災地の人的ニーズに対応するため、都道府県、全国を単位とする広域支援の仕組みを構築する。
※所定の研修修了者等を平時から名簿に登録、災害派遣福祉支援センター(仮称)が派遣調整の事務を担う。

提言4 平時および発災後の活動に関する財政基盤の確立

- ・災害時の福祉的支援の重要性に基づく適切な公費負担を含め、活動の財政基盤を確立する。
- ・災害福祉支援センター(仮称)設置費、災害ボランティアセンター設置・運営費等について公費負担を含む財源確保。

提言5 災害時福祉支援活動の法定化

- ・災害救助法、災害対策基本法等の災害法制において、福祉の支援の明確化を図る。



- 全国社会福祉協議会は、令和元年度提言「災害時福祉支援活動の強化のために一被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を一」の具体化等を図るために、令和3年8月に「災害福祉支援活動の強化に向けた検討会」（委員長：同志社大学 立木 茂雄 教授／以下、検討会）を設置し、検討を行った。
- 検討会では、被災者が何を求めているかという被災者ニーズを中核に、主に(1)災害法制に位置づける「福祉」について、(2)「災害福祉支援センター」に求められる役割・機能について、検討を行った。
- 報告書では、自然災害が頻発・大規模化するなか、平時から災害に備え、被災者への寄り添い支援をしていくことが重要であること、社会は「医療・保健・福祉」の連携・協働により活動を展開していることから、平時と同様、災害発生時においても「医療・保健・福祉」が切れめのない連結を図っていくことが必要であること、そして**災害発生直後から被災者に寄り添い支援をしていくことが必要**であり、防災に「福祉」の視点を入れ、災害福祉支援活動を強化していくことが重要であることを提言するとともに、**災害救助法等を改正し「福祉」の位置づけの明確化を図る**よう提言している。
- また、平時から社会的脆弱性を抱えた人びとに寄り添い、支援を行うことができるよう、各地の実情にあわせて「**災害福祉支援センター**」の整備を図っていくことが重要であるとしている。

目次

- 1.はじめに
- 2.歴史から災害福祉支援活動を考える
- 3.エビデンスにもとづいて災害福祉支援活動を考える
- 4.災害救助法への「福祉」の位置づけ
- 5.災害福祉支援センターの機能
- 6.災害福祉支援活動の強化に向けたさらなる課題



社会福祉協議会の災害対応の取り組み



災害発生

(災害福祉支援センター設置の必要性)

- 近年、被害が広範囲化・激甚化する大規模災害が増加
- 災害発生前から**社会的脆弱性を抱えている人びと**は、被災したことで**課題がより深刻化・長期化**する傾向がある。
- さらに、災害発生を契機にそれまでは**支援が必要でなかった人が、困窮に陥ったり困りごとを抱えたりと、新たに支援が必要になる**など、災害発生により支援が必要な人が増大する。
- その一方、被災地域にある**各種福祉施設や相談機関**は、事業所本体や従事者が被災することにより、**それまで有していた支援力が大幅に減退**する。
- このため**被災地外から被災者支援に駆けつける**福祉関係職員（社協、社会福祉法人等職員等）やNPO等が重要となる。
- 大規模災害発生時には、こうした**多岐にわたる関係者のコーディネーションが重要**になる。



- この都道府県域における**災害時に行政や多様な関係機関等との連携・協働を推進するため、災害福祉支援活動の調整役となるのが「災害福祉支援センター」**

災害福祉支援センターに求められる役割・機能

～平時の相談・地域支援活動からつながる、福祉による継続した支援活動～

	平時	災害発生時
都道府県センター	<p>【関係づくり】</p> <p>①行政や関係団体との平時からの関係づくり (協定締結、支援拠点の確保、都道府県防災会議への参画、災害発生時の費用負担含む)</p> <p>②地域のなかの多様な関係機関、企業等との連携・協働 (受援体制の整備、資機材等の確保・集積・管理等含む)</p> <p>【人材育成】</p> <p>③人材育成(災害VCやDWATの人材養成に留まらず、平時から地域のなかの困りごとを抱えている人びとへの支援を行う人材養成も)および人材登録システムの構築</p> <p>【仕組みづくり】</p> <p>④BCP、BCM策定支援</p> <p>⑤個別避難計画(=災害時ケアプランづくり)の作成に向けた福祉と防災の連携の場づくり ※</p> <p>⑥寄り添い型の福祉的支援を含めた災害ケースマネジメントの仕組みづくり ※</p> <p>⑦公費精算の仕組みづくり</p>	<p>①災害対策本部への参画</p> <p>②被災地情報共有会議との連携・協働</p> <p>③被災市町村社協の被災状況および支援ニーズの把握</p> <p>④被災市町村社協の災害VCやDWAT活動の立ち上げ支援</p> <p>⑤全国センターとの連絡調整</p> <p>⑥被災市町村社協への応援職員の派遣</p> <p>⑦県内での応援職員の調整(災害VC運営支援者、DWAT、生活福祉資金貸付担当者等)</p> <p>⑧必要な資機材のニーズ把握と被災市町村への送付調整</p> <p>⑨生活支援相談員の配置調整</p> <p>⑩災害ケースマネジメントの実施に向けた調整</p> <p>⑪公費負担の精算および市町村社協の公費負担の精算支援</p> <p>⑫広域避難者への支援</p>
全国センター	<p>①都道府県センターの支援</p> <p>【関係づくり】</p> <p>②内閣府(防災)や厚生労働省等の関係省庁やJVOAD、支援P等関係団体との平時からの関係づくり</p> <p>③多様な関係機関、企業等との連携・協働(全国的な資機材等の確保・集積・管理等の仕組みづくり含む)</p> <p>【人材育成、研修等の実施】</p> <p>④全国的な人材育成(災害VC運営支援者研修やDWATの人材養成等)および全国的な人材登録システムの構築</p> <p>⑤BCP、BCM策定支援の考え方の整理・研修の実施</p> <p>⑥個別避難計画作成に向けた標準業務手順の作成と研修体制の構築</p> <p>⑦寄り添い型の福祉的支援を含めた災害ケースマネジメントの仕組みづくりに向けた考え方の整理</p> <p>【要望活動等】</p> <p>⑧災害発生時の公費負担に向けた取り組み</p> <p>⑨災害法制への「福祉」の位置づけに向けた取り組み</p>	<p>①全国レベルでの情報共有会議への参画</p> <p>②都道府県センターの支援、連絡調整(広域派遣)</p> <p>③各県における社協等被災状況および支援ニーズの把握</p> <p>④各県における災害VCやDWAT活動の立ち上げ情報の把握と支援</p> <p>⑤全国レベルでの社協等応援職員の調整(災害VC運営支援者、DWAT、生活福祉資金貸付担当者等)</p> <p>⑥必要な資機材の被災県への送付調整</p> <p>⑦情報発信(被災地情報等)</p> <p>⑧公費負担の精算支援</p>

※都道府県センターの役割・機能に関しては、各地の実情に応じて選択をして実施をしていくことになる。とくに個別避難計画策定や災害ケースマネジメントの仕組みづくりは、行政との関係により判断することが必要。

- 具体的には、支援のフェーズにあわせ、被災者（住民）が何を求めているのかをそれぞれの地域の行政やNPO等の関係者等のありようなども考慮しながら、整理していくことが必要になる。

➤ 表1 被災者視点からみた支援ニーズ

- 被災者の支援として、福祉・保健・医療、労働、教育、法律、住まい及び地域社会の再生に関する施策等に関し、**公私の機関・団体と連携した災害VCや災害派遣福祉チーム（DWAT）による活動**を展開できるよう平時から準備
- あわせて、平時は市町村域の**災害ケアプランづくり（個別避難計画等）**を支援し、災害発生時には**災害ケースマネジメント**の実施支援に取り組む。

- 災害福祉支援センターが担う機能は、**被災者（住民）視点で何が求められているのかを整理。**

	【平常時】	【応急対応期】		【被災地社会成り立期】	【復旧・復興期】	【生活復興期】	【ポスト復興期】
	災害発生以前	災害発生～10 ¹ 時間 (当日)	10 ¹ 時間～10 ² 時間 (3～4日)	10 ² 時間～10 ³ 時間 (約1ヶ月半)	10 ³ 時間～10 ⁴ 時間 (約1年)	10 ⁴ 時間～10 ⁵ 時間 (約11年)	10 ⁵ 時間～ (約11年)
		失見当期	被災地社会に向けた展開期	緊急社会システム（災害ユートピア）期	社会基盤の復旧・復興期	住宅・都市・経済・生活の復興期	
被災者が求める支援	こころとからだ (医療、保健、福祉、こころのケア)						
	くらしむき (家計収入、地域経済活性化)						
	すまい (避難所、仮設住宅、恒久住宅)						
	そなえ (自主防災組織づくり、防災教育、防災・防犯行政)						
	人と人とのつながり (弱い紐帯の形成支援・地域見守り)						
	まち (協働や参画によるコミュニティ形成や住民自治支援・まちづくり・都市整備基盤)						
	行政とのかかわり						
	震災体験・教訓の発信						
	体験の意味づけ (モニュメント・イベント)						

災害福祉支援センターの機能・役割

表1 被災者視点からみた支援ニーズ（フェーズごとの整理）

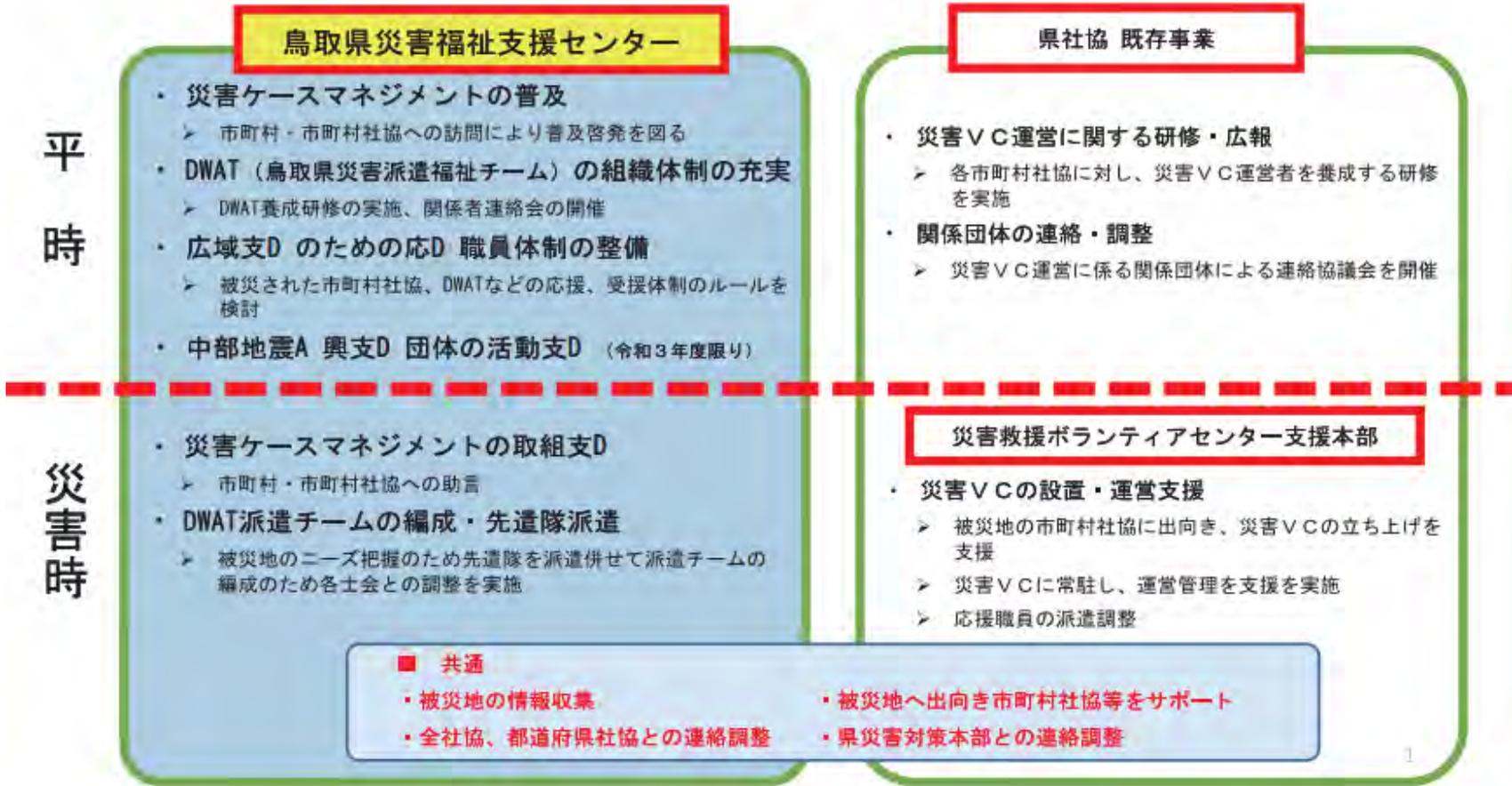
	【準備期】	【応急対応期】		【被災地社会成立期】	【復旧・復興期】	【生活復興期】	【ポスト復興期】
	災害発生以前	災害発生～10時間 (即日)	10時間～10日間 (翌日～4日)	10日間～10日間 (約1ヶ月半～約1ヶ月半)	10日間～10日間 (約1ヶ月半～約1ヶ月半)	10日間～10日間 (約1年～約11年)	10日間～ (約11年～)
ここからからだ (医療、保健、福祉、こころのケア)	・非常時対応の準備(持ち出し品の整備(服用薬、眼鏡、補聴器等含む)等)	・自身の身の安全の確保 ・復旧への対応 ・情報不足による不安	・家族、友人等の喪失の悲しみ、不安 ・保健、ケアへの対応 ・持病等への対応(薬、医療機関) ・避難所の衛生対策(水・トイレ・ゴミ等) ・避難所でのペット飼育対応 ・避難所でのストレスや不安	・健康支援 ・避難所の衛生対策の継続化	・被災者社会システム (災害ユートピア)創	・社会基盤の復旧・復興期 ・住宅・都市・経済・生活の復興期	・孤立、孤独、ひきこもり等
くらしむぎ (家計収入、地域経済活性化)	・火災保険、地震保険等の備え		・財産の損失 ・経済的不安 ・職場や地域の被災状況の把握	・物資の不足 ・生活費等の不足 ・被災による休業、失業、仕事の見失(自営業、会社等)	・二重ローンへの不安	・災害公営住宅の賃貸の発生	
すまい (避難所、仮設住宅、暫定住宅)	・避難所の場所の事前確認 ・福祉避難所等、ニーズにあった避難所の把握 ・地震対策(家具転倒防止、家屋の耐震診断、修繕等)、水害対策(土のう袋、鉄シールド等)	・被災状況の確認(住居の喪失、自宅の被害) ・避難所への移動		・生活再建に向けた手続き(被災世帯の公費減税、応急修理制度) ・意思形成の促進	・被災者生活再建(応急仮設住宅貸与期間)に向けた手続き ・応急仮設住宅等での移動、交通手段の確保 ・意思形成の促進	・被災者生活再建に向けた手続き(仮設費用、加算支援金) ・災害公営住宅等での移動、交通手段の確保 ・意思形成の促進	
そなえ (自主防災組織づくり、防災教育、防災・防災行政)	・ハザードマップの確認 ・食料、飲料水等物資の備蓄						
人と人とのつながり (若い世代の形成支援・地域守り)	・自治体防災組織づくり ・防災訓練 ・防災教育 ・地域の危機感等の醸成、情報の共有 ・まちあそびマップづくり ・マイタイムラインづくり ・避難行動要支援者の把握等 ・地域の中の要支援者の把握と避難支援実施者としての協力 ・介護や障害者サービス利用者:BCP策定	・被災者避難支援 ・自主防災組織、自治会における避難所の開設 ・避難後の町内巡回	・自主防災組織、自治会における避難所の運営 ・被災者による炊き出し、衛生対策 ・避難所自治体づくり ・行政との窓口形成	・避難者、自治会による避難所の運営 ・外部との窓口づくり			
まち (巨額や季節によるコミュニティ形成や住民自治支援・まちづくり・都市計画基礎)	・小地域のなかで地域住民の支えあい ・地域のなかの学校や福祉施設、企業等とのつながり、復興関係の醸成 ・災害に強いまちづくり(防災グッズ等の備えができる地域づくり) ・危険な場所の把握(火災、顕著、破片等)		・家族、友人等の喪失の悲しみ、不安 ・避難住民の安否確認	・家族、友人等の喪失の悲しみ、不安 ・避難住民の安否確認			
行政とのかかわり (被災者支援機関)	・避難申請、避難準備 ・防災の資格等(土のう袋、鉄シールド等)の情報収集	・避難所の開設	・被災者の情報(不安)による不安 ・避難所情報の共有 ・衣、食等物資の不足	・被災証明の申請 ・各種申請(住宅給付等) ・復興支援制度、生活再建支援制度の情報収集、申請(助成、仮設住宅等の手続き等)	・被災者生活再建(応急仮設住宅貸与期間)に向けた手続き ・応急仮設住宅等での移動、交通手段の確保 ・意思形成の促進	・被災者生活再建に向けた手続き(仮設費用、加算支援金) ・災害公営住宅等での移動、交通手段の確保 ・意思形成の促進	
被災体験・教訓の発信							
体験の意味づけ (コミュニティ・イベント)							

(注) 1は2年

鳥取県災害福祉支援センター（鳥取県社会福祉協議会）

鳥取県社会福祉協議会（以下、鳥取県社協）は、平成28（2016）年に発生した鳥取県中部地震（以下、中部地震）等における被災者支援において、被災者が抱えるさまざまな生活課題に直面した。こうした課題に対応するために、災害時に関係機関が連携して一体的で組織的な支援を進めることができるよう、平常時からの支援体制を整えておく「災害福祉支援センター」の設置について県および県議会等へ要望を行った。

県行政も、中部地震を契機に制度化した「災害ケースマネジメント」の全県展開を図り、災害に強い地域づくりを進めたいという考えのもと、令和3年4月1日に鳥取県災害福祉支援センター（以下、鳥取県センター）が県社協に設置されることとなった



- 地域の特性を鑑み、被災した市町村の実情を把握しながら、その具体的支援に応じて「災害福祉支援センター」の役割・機能を整理し実施。

※「災害福祉支援センター」設置

令和3年4月：鳥取県社協、福岡県社協

令和4年4月：群馬県社協

令和4年9月：大分県社協

- 「災害福祉支援センター」は、福祉と被災者支援の連続性をふまえ、都道府県社協に設置することが望ましいが、災害福祉支援にかかる業務すべてを都道府県社協が担うのではなく、社協が担うところ、社会福祉法人等関係団体が担うところ、NPO等関係団体や企業、災害中間支援組織等と連携・協働していくところを、事前に役割分担し、整理していくことが必要



平時からの連携・協働の仕組みづくりが大切

「避難生活支援と「もれ・むら」のない コーディネーション」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

被災者支援コーディネーション 支援分野の全体像(14分野×時間)

発災 → 3か月 → 半年 → 2年

被災者の生活の場所ごとの分野

①在宅
(調査、移動、家屋、健康、経済、ケース)

②避難所
(調査、運営(環境整備、支援調整))

③応急仮設住宅
(環境整備、移動、見守り、生きがい、ケース)

④災害公営住宅
(環境整備、見守り、ケース)

避難生活を支える

※災害によっては、市町村域・都道府県域を超える「広域避難」への対応が必要となるケースもある。

被災者の課題ごとの分野

⑤食と栄養
(食材、食事、調理環境、ケース)

⑥子ども
(居場所、ストレス・メンタルケア、施設再開など)

⑦物資
(衣料、消耗品、家電、備品、ケース)

⑧保健医療福祉/要配慮者
(ケース、環境整備、物資など)

⑨外国人
(多言語発信、翻訳・通訳、調査)

⑩ペット
(食料、飼育用品、住み分け、健康管理)

⑪家屋保全
(床下、壁、屋根、カビ、土砂、貴重品、法面)

⑫暮らしの再建
(相談、ケース、経済、物資、転居、写真)

⑬コミュニティ形成
(施設、備品、場、まちづくり)

⑭生業
(農業、商店、事業所、販促、イベント)

生活を再建する

地域の賑わい

※ジェンダーに関して上記のあらゆる領域に関係していることにも留意する必要がある。

近年の災害時における情報共有会議

2011	東日本大震災	???	(一部の自治体では行われていた)	
2015	関東・東北豪雨	約70団体	常総市災害支援情報共有会議	
2016	熊本地震	約300団体	熊本地震・支援団体火の国会議 災害VC約12万人、NPO等を經由約11万人(40%回収) (県域+益城町、御船町、阿蘇市、南阿蘇村など)	
2017	九州北部豪雨	約150団体	九州北部豪雨支援者情報共有会議 (県域+朝倉市、日田市)	
2018	大阪北部地震	約40団体	おおさか災害支援ネットワーク(OSN) 災害時連携	
	西日本豪雨	約160団体 約100団体 約30団体	災害支援ネットワークおこやま会議(県域+倉敷) 平成30年7月豪雨災害支援ひろしまネットワーク会議 えひめ会議(県域+西予、宇和島)	
	北海道胆振東部地震	約50団体	支援団体情報共有会議	
	令和元年8月豪雨	約120団体	葉隠会議(佐賀)・情報共有会議(福岡)	
	房総半島台風	約50団体	災害支援関係者打合せ会(千葉)・技術系団体による会議	
2019	東日本台風	約500団体	災害VC連絡会議(宮城)・丸森町情報共有会議 台風19号被害対応の会議(福島)・いわき市支援者情報共有会議 被災者支援いばらきネットワーク会議(茨城) がんばろう栃木!情報共有会議(栃木) 埼玉県情報共有会議(埼玉) 東京都災害ボランティアセンター情報共有会議(東京) 台風19号かながわ災害支援者連絡会(神奈川) 長野県災害時支援ネットワーク会議(長野) 静岡県情報共有会議	
2020	令和2年7月豪雨	約200団体 (内、県外約50団体)	福岡県情報共有会議 大分県情報共有会議 熊本県火の国会議	
2021	令和3年7月大雨	約50団体	静岡県情報共有会議	
	令和3年8月大雨	佐賀・約100団体(内、県外約50団体) 福岡・約30団体	葉隠会議(佐賀)・情報共有会議(福岡)	
	福島県沖地震	約20団体	地元NPO・技術系NPOなどによる情報共有(宮城県・福島県)	

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)

被災者支援コーディネーションガイドライン 【概要版】



第1章 はじめに

【目的】

- ・どこで災害がおきても支援の「もれ・むら」をなくす
- ・必要な支援が効果的に届けられる
- ・これまでの災害対応の経験などを可視化＋共通の考え方の提示
- ・被災者の多様性に配慮された安心・安全な避難生活の確保
- ・災害関連死を防ぐ

【本ガイドラインを読んでほしい対象者】

- ①災害中間支援組織の職員など被災者支援のコーディネーションに関わる人
- ②行政や社協の職員、直接支援にかかわるNPOや企業など、被災者支援の関係者

第3章 被災支援コーディネーションとは

●被災者支援コーディネーションの定義(本ガイドラインでの定義)

「被災者支援は、行政・社協・NPO等、それぞれが役割を担い、各地で主体的に進められる。しかし、それぞれが独自に活動を展開するだけでは、支援の「もれ・むら」が生じる。そこで、平時から支援関係者の連携促進に取り組み、災害発生後はその連携を活かして、被災者のニーズと支援の全体像を把握・共有し、被災現場における活動を支援するとともに、課題解決に向けた調整を行う。」

●解説

- ・被災者支援コーディネーションは、行政・社協・災害中間支援組織が連携して行うものとする。
- ・都道府県域によっては三者の体制や役割分担(グラデーション)はさまざまな形がある。
- ・三者が連携しコーディネーションの太い柱が形成されることが重要である。

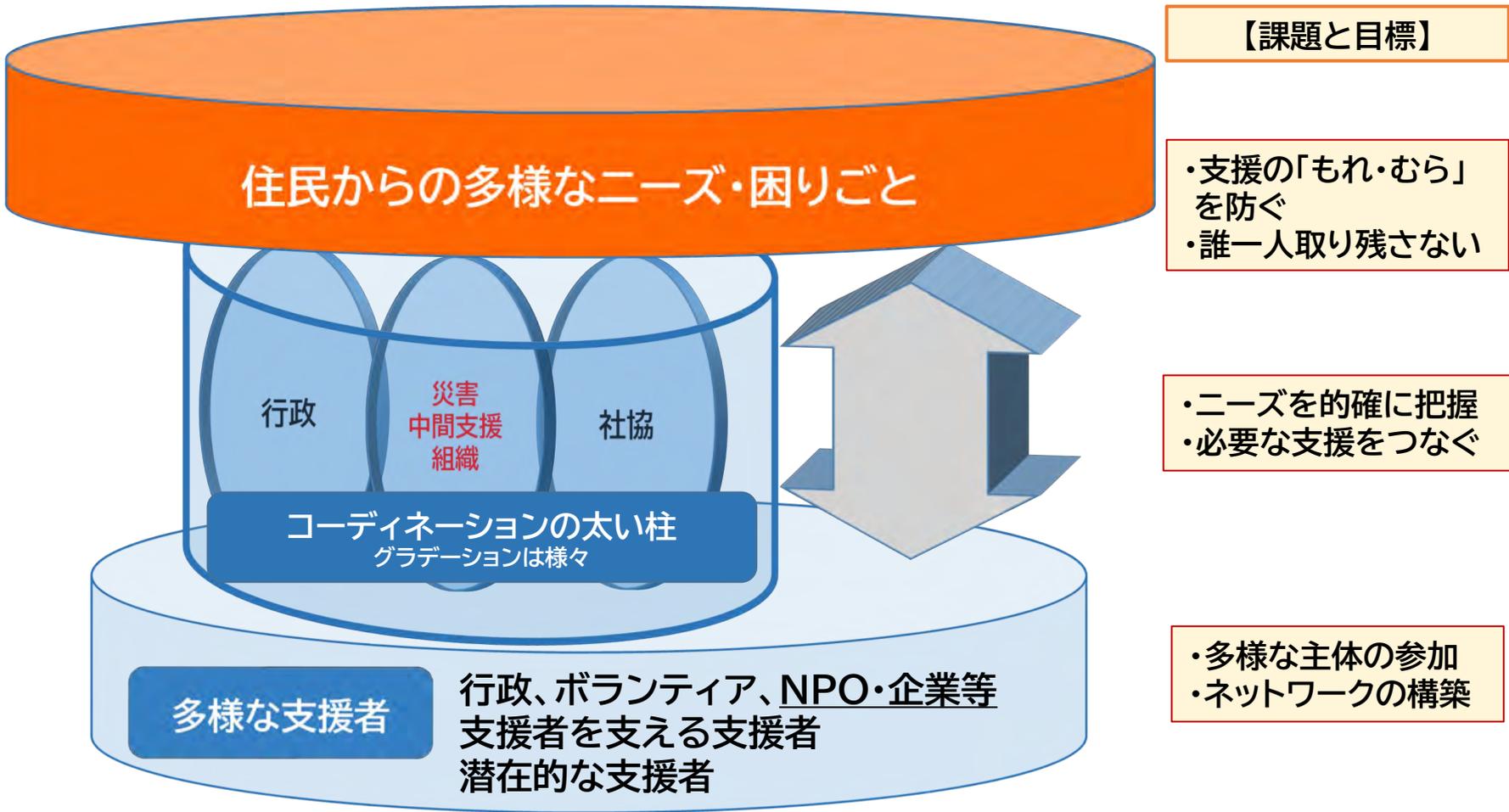
●被災者支援コーディネーションの機能

- 1.連携を促進する
- 2.全体像を把握する
- 3.活動を支援する
- 4.課題を解決

●被災者支援コーディネーションで目指すもの

- ・コーディネーションが機能することにより、支援の「もれ・むら」が起きず、被災者が尊厳のある生活ができ、さらには将来的に災害に強い地域づくりにも貢献することを目指す。

被災者支援のコーディネーション 「地域」×「分野」へのアプローチ



被災者コーディネーションにより期待される効果



第4章 「災害中間支援組織」とは

●「災害中間支援組織」の定義（本ガイドラインでの定義）

「被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、行政・社協・NPO等などのセクター間の連携を進め、課題解決のための**被災者支援コーディネーションを行う組織**」

●解説

- ・中間支援組織は防災基本計画には示されているが、**災害支援関係者と相互の信頼**に基づく場合が多い。
- ・災害時に「情報共有会議」を企画・運営する組織を「災害中間支援組織」としているケースもあるが、情報共有会議を運営するだけでなく、被災者支援コーディネーションを担う組織をも意味する。
- ・災害中間支援組織はNPO支援センターが担うケースも多いが、NPO支援センター以外の組織が担うケースもあり、必ずしも「災害中間支援組織」=NPO支援センターではない。
- ・災害中間支援組織のみが被災者支援コーディネーションを担うわけではなく、第3章に記載した通り、行政・社協などと連携して行うことを想定している。

●災害中間支援組織の担い手の団体名、体制や形態を記載。（次のスライドに記載）

●災害中間支援組織の役割分担：行政、社会福祉協議会、災害中間支援組織の役割を記載。

●JVOADの災害時の役割

第4章 「災害中間支援組織」とは

北海道	北の国災害サポートチーム
岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS)
埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
千葉県	災害支援ネットワークちば(CVOAD)
東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
長野県	長野県災害時支援ネットワーク(N-net)
静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会／ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
京都府	京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワーク
大阪府	おおさか災害支援ネットワーク
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
岡山県	災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議
福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク(Fネット)
佐賀県	佐賀災害支援プラットフォーム
熊本県	NPO法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
宮崎県	NPO法人宮崎文化本舗

第9章 コーディネーションを実現するための平時の取り組み

- ・ネットワーク：「顔の見える関係」から地域の災害対応力の把握
- ・支援の担い手育成：地域で不足している対応力を向上
- ・コーディネーションの体制づくり：訓練などで、想定していた仕組みの検証。

県の災対本部設置訓練にNPO・社協が参加(長野県・愛媛県)



民間主導の図上訓練に行政が参加(静岡県・兵庫県)



県・市町の受援計画訓練にNPO・社協が参加(福岡県大牟田市／吉富町)



九都県市防災訓練(川崎市)



「効果的な人道支援は、人びとのニーズを包括的にとらえ、それぞれの分野が調整、協力しながら活動を実施することである（出典：スフィアハンドブック）

「本ガイドラインは、各地で検討されている支援体制に対して、枠をはめるものではない。このガイドラインを参考に、それぞれの地域に適した被災者支援の体制づくりが進められることを願う。」

「避難生活支援と「もれ・むら」のない コーディネーション」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク



ひょうごボランティアプラザの概要と コーディネーションの取り組み

令和4年10月23日

ひょうごボランティアプラザ

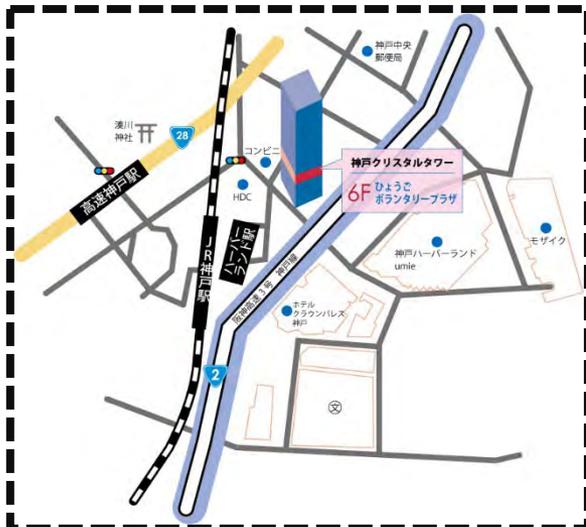




ひょうごボランティアプラザ

成熟した市民社会の構築に向け、県民のボランティア活動を支援する中核的な拠点として、平成14年(2002)6月に兵庫県が開設し、兵庫県社会福祉協議会が運営

- 「地域支援拠点や中間支援組織に対する支援」「情報ネットワークの基盤強化」「多彩な活動資金の支援」の3つの活動方針に基づいて事業を展開
- ひょうごボランティア基金(原資約100億円)をもとに多様な助成事業を実施
- 阪神・淡路大震災の経験から生まれた機関として、平時からの災害ボランティアが活動しやすい環境づくりや、頻発する自然災害による被災地へのボランティアバス派遣、広域支援の受け皿づくりなどを実施



- 場 所 神戸クリスタルタワー6階(441.47㎡)
- 施設内容 交流サロン、図書コーナー、セミナー室、ミーティングコーナー、印刷コーナー 等
- 開 館 日 平日(9時~19時)
土曜日(9時~17時)
日曜日・祝日・ゴールデンウィーク・盆・年末年始休館

・URL : <http://www.hyogo-vplaza.jp/>



プラザの活動方針

1. 地域支援拠点や中間支援組織に対する支援

地域支援拠点としての市区町村協ボランティアセンターや、中間支援組織としてのNPO法人等が、ボランティアな活動を展開する個々の団体・NPO等に対して、効果的、効率的な支援が行えるよう、これらの地域支援拠点や中間支援組織等への支援を、プラザは全県センターとして展開します。

2. 情報ネットワークの基盤強化

情報公開やインターネットの普及により、NPOなど団体の活動環境は飛躍的に改善されました。プラザは鮮度の高い情報をきめ細かく発信して、ボランティア活動の基盤強化を目指します。

3. 多彩な活動資金支援

情報の収集・提供・発信、相談、交流・ネットワークなどの支援機能に加えて、全国的にも最大規模の「ひょうごボランティア基金」を活用した様々なメニューの活動助成や貸付等の事業を一体的に展開することで、相乗効果の高い支援を行います。

プラザの機能

活動資金支援

ひょうごボランティア基金の運用益をもとに、ボランティアグループの活動支援をはじめNPOの立ち上げ期から発展期に至るまでの、多様なニーズに対応した支援を実施



【助成金選考会】

人材養成 (エンパワーメント)

災害ボランティアコーディネーター等ボランティア活動推進者に対する研修を実施



【災害ボランティアコーディネーター研修】

災害ボランティアの支援

平時からの災害ボランティアが活動しやすい環境づくりや、災害時のボランティア派遣や受け入れ等を実施

交流・ネットワーク

団体・NPOと企業等の中で資源のマッチングを図る事業や、NPOと行政が様々な分野の地域課題について協議を行う協働会議等を実施



【ネットワーク会議】

情報の提供・相談

インターネットを活用した「コラボネット」より、タイムリーな情報の収集・提供・発信やNPOの設立運営等の相談を実施

地域づくり活動情報システム

「コラボネット」

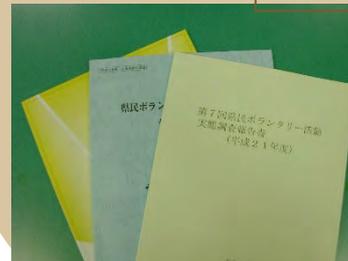
アクセス件数

452,615件(R3年度)



調査研究

ボランティア活動に関する社会的な課題や支援方策について、様々なテーマを設定し、調査研究を実施。



【県内被災地へのボランティア派遣】

災害時における災害ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体が平時からの意見・情報交換、課題の検討等を行い、相互ネットワークを強化することによって、災害時においてそれぞれの持つ特性・資源・能力を活かした迅速かつ効果的な支援体制を構築することを目的に、平成18年度に設置。

(令和4年度委員:49団体・個人)

区分	参加数
県域団体	15
中間支援NPO等	18
災害救援・復興専門NPO等	10
行政・社協	5
学識経験者	1

＜連絡会議の取り組み＞

【平時】

お互いの顔の見える関係づくり

【災害発生時】

兵庫県内で大規模災害が発生した場合の支援活動の円滑な連携に係る連絡・調整
○情報共有会議の開催 等

＜令和4年度実施状況＞

○「連絡会議」の開催

テーマ:連絡会議構成団体が所有する
リソース・ノウハウの見える化

○連携強化を図る訓練への参加

○メーリングリストによる情報共有



(「連絡会議」/R4年10月7日)

大規模災害を想定した三者（行政、社協、NPO等）連携訓練

大規模自然災害等に備え、県市町・市町社協・NPO等が連携し、平時からのボランティア支援体制や人材育成を推進するため、市町域、県域、県外との「つながり」を意識した災害ボランティア連携訓練を実施。

（過去の開催状況）

年度	開催日	テーマ	参加者数
H30	9月28日	①被災地町域での困りごとへの対策や支援方策 ②市町域、県域、県外との「つながり」を意識したネットワーク構築	128人
R元	12月4日	県内の受援・応援体制の構築	99人
R2	12月15日	コロナ禍における多機関連携を通じた被災者支援対策	112人
R3	12月20日	防災と福祉の連携による要配慮者支援活動	118人

<令和4年度の連携訓練について>

○開催日：R4年12月26日（月）

○開催場所：神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール

○参加対象：

県・市町職員（防災、ボランティア関係部局）、市区町社協職員、連絡会議構成員、NPO職員、学識者等（約100名）

○内容：講義・グループワーク



（「連携訓練」／R3年12月20日）

「避難生活支援と「もれ・むら」のない コーディネーション」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

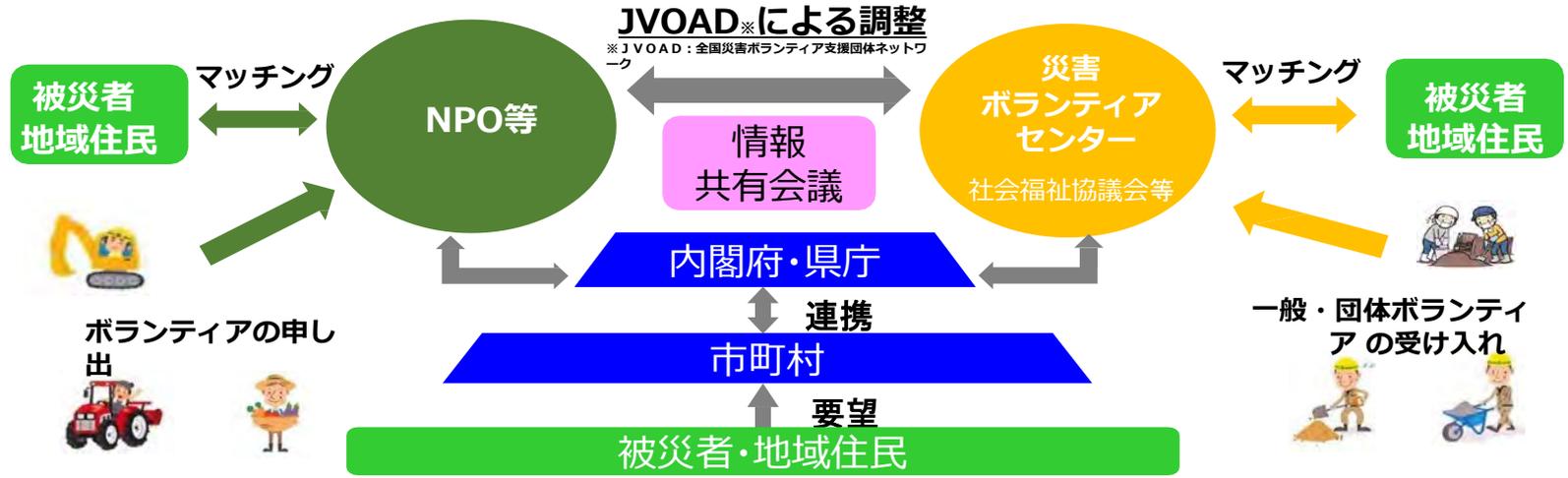


特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク



内閣府としての連携体制サポート
政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
村上威夫



令和3年の災害時の情報共有会議について

(1) 全国レベルでの情報共有会議を開催

東京において、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、厚生労働省、環境省が出席する会議を開催。

(2) 各県(3県)にて情報共有会議を開催

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県ボランティア本部・情報センター情報共有会議」(計3回) ○「連絡調整会議」(計17回) ○「ふじのくに災害支援者会議」(計1回) ○「伊豆山地区支援団体情報交換会」(計2回)
福岡県	○「福岡県における大雨災害に関する情報共有会議」
佐賀県	○「業隠会議」(計20回)

(3) 情報共有会議の実施風景



(静岡県の様子)

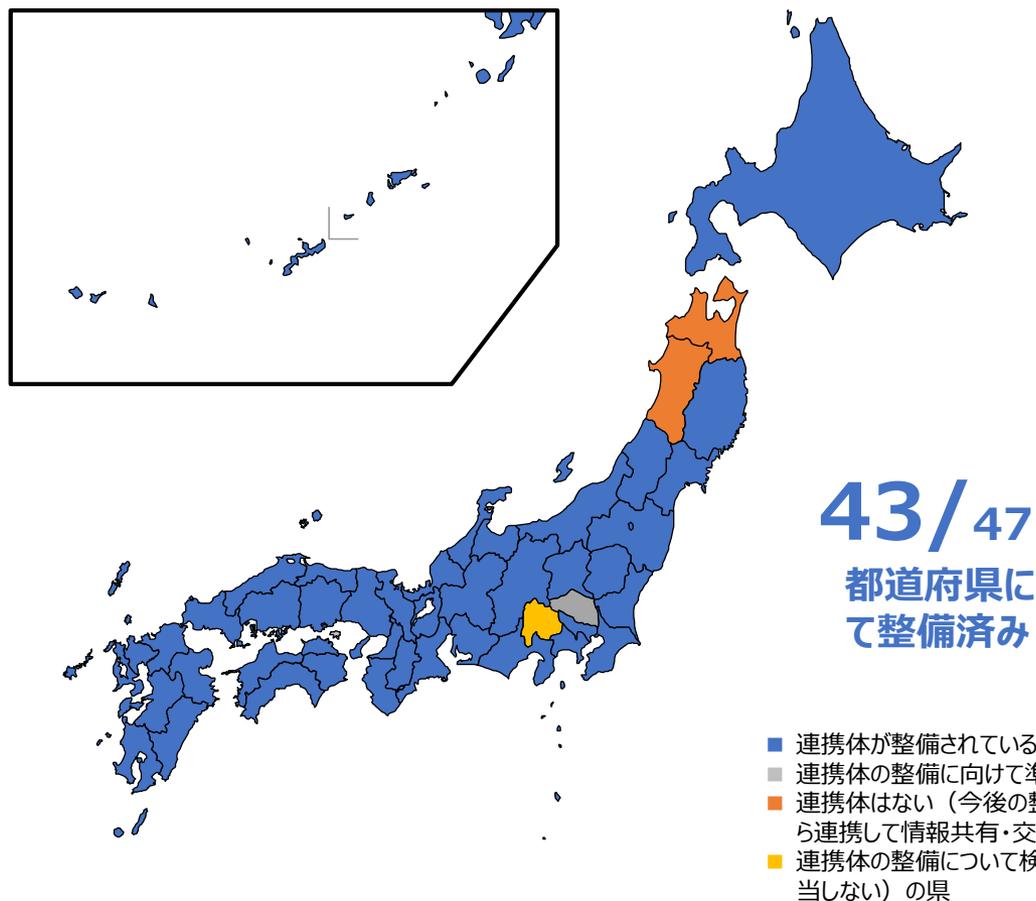


(福岡県の様子)

都道府県における三者連携の体制整備状況



- 47都道府県中、43の都道府県において、災害時に行政、ボランティア（社会福祉協議会）、NPO等多様な被災者支援主体が連携するための体制が整備されている。
- 現時点で連携体が整備されていない県においても、多くの県で連携体の整備に向けて準備中または連携体はないが災害時に情報共有する体制はありと回答しており、ほぼすべての県で、三者連携の枠組みはできつつある。

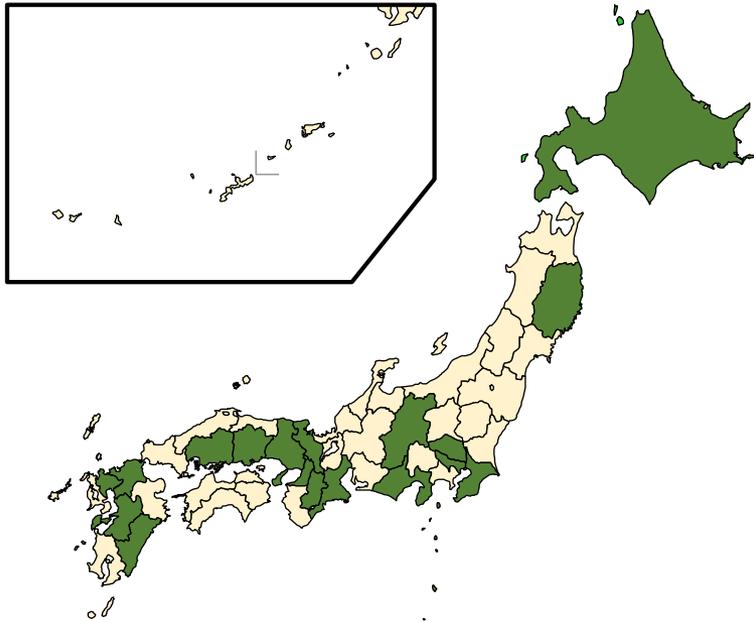




災害中間支援組織（都道府県域のネットワーク）の活動状況

○ JVOADは、被災者支援コーディネーションを担う「災害中間支援組織」（都道府県域のネットワーク）を各地域に育成するべく、取組を進めている。現在、**18の都道府県において中間支援組織が活動**している。

災害中間支援組織の活動状況



■ 災害中間支援組織がある都道府県
■ 災害中間支援組織はない都道府県

現在活動中の災害中間支援組織

- 北海道** 北の国災害サポートチーム
- 岩手県** いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
- 埼玉県** 埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
- 千葉県** 災害支援ネットワークちば（CVOAD）
- 東京都** 東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
- 長野県** 長野県災害時支援ネットワーク（N-net）
- 静岡県** 南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
／静岡県災害ボランティア本部・情報センター
- 三重県** みえ災害ボランティア支援センター
- 京都府** 京都府災害ボランティアセンター、災害時連携NPO等ネットワー
- 大阪府** ク
- 兵庫県** おおさか災害支援ネットワーク
- 奈良県** 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
- 岡山県** 奈良防災プラットフォーム連絡会
- 広島県** 災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
- 福岡県** 災害支援ひろしまネットワーク会議
- 佐賀県** 災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
- 熊本県** 佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）
- 宮崎県** 特非・くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）
特非・宮崎文化本舗



長野県における取組例（長野県災害時支援ネットワーク(Nネット)の県庁常駐による連携促進)

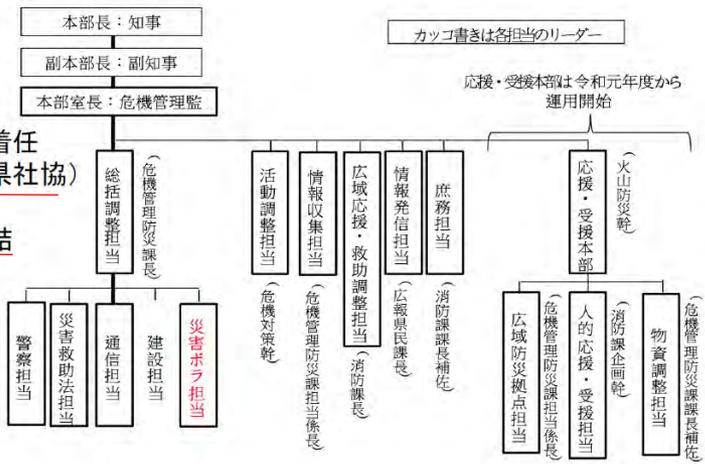
- 長野県では、2017年の災害時の連携を考える全国フォーラム（JVOAD主催）を契機に、県域の中間支援組織「長野県災害時支援ネットワーク」（Nネット）が発足。
 - 当初、県庁内におけるNネットとの協力体制が整っておらず、部局間でも民間支援者との連携への理解に温度差があった。
-
- そこで、長野県災害対策本部規程において、本部に「NPO・NGO代表等」を置くことを規程。
 （分掌事務として、①被災地のニーズや支援情報の集約に関すること ② 支援者間の連携促進と支援活動の調整に関すること が規程されている。）
 - 令和元年東日本台風の発災時には、長野県災害対策本部にNネットが常駐することで、県内外の民間支援者の窓口となり、官民の円滑な情報共有が図られた。

東日本台風災害時における長野県災害対策本部の体制

2019年東日本台風災害
 長野県災害時支援ネットワーク
 の動き

10月13日朝
 長野県災害対策本部
 災害ボランティア担当に着任
 （長野県NPOセンター・県社協）

* 夕方にはJVOAD、災害NGO結
 JPFも災害対策本部室へ



官民連携が生んだ好事例：One NAGANO

- 千曲川が破堤した長野市では、市民、ボランティア、NPO団体等、国、県、市の行政、自衛隊が協働し、泥や災害廃棄物を被災地区から撤去する **One Nagano (ワンナガノ)** と呼ばれるオペレーションを実施した。
- 官民の被災者支援活動の連携における顕著な好事例として行政、民間双方で紹介される。



市民、ボランティアが集積地に運搬



自衛隊が地区外に運搬

佐賀県における取組例（佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)の災害時の活動）



- 佐賀県では、CSO誘致施策により集まった災害支援の専門団体のネットワーク体として、2018年に、佐賀県災害支援プラットフォーム(SPF)が発足。
- 令和3年8月豪雨災害では、コロナ禍で県内外の支援団体に活動のガイドラインを示し、住民が安心して活動を依頼でき、支援者が安心して活動を行うことができる体制を構築した。

SPFのコーディネートによる「感染防止対策の徹底と住民不安の軽減」ステッカーの配布

佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)加盟団体による コロナ禍での域外への支援要請等のためのガイドライン

1. 前提

本ガイドラインにおける被災地での「先遣隊等の調査」及び「支援活動等」の域外支援団体への要請等における支援活動については**被災者と支援者の安全確保を最優先**にすることを判断基準として実施する。また、本ガイドラインに基づき佐賀で支援活動を行う域外組織・個人は佐賀災害支援プラットフォーム(以下、SPF)の仲間と考え、被災者支援の気持ちを同じくして活動に取り組む。

2. 支援要請の対象

SPF加盟団体により支援要請をする域外支援団体は、下記の(1)～(5)のすべてに該当する組織とし、専門的な知識がある者、又はその指導の下に活動する者たちに限定する。

- (1) 災害ボランティア活動の知識や過去の実践経験がある組織
- (2) 建築、設計、医療、福祉、介護、教育、法務、金融や災害支援のコーディネート、運輸、重機や大型自動車等の専門家及び有資格者などを有する組織
- (3) 組織内の連絡体制が確立しており、責任を持って活動ができる組織。また、参加メンバーの名簿を作成・管理をして、責任者及び参加メンバー全てに活動中でも必ず連絡が取れる体制を構築できる組織
- (4) 現地入りする参加メンバーの全てが、PCR検査を受け陰性であること
※なお、PCR検査の費用については、事前申告調整によりSPFに負担することが可能。

(後日、領収書等と引き換えとする。)

- (5) 組織の活動に関する感染予防等の内部ルールが徹底していること。
※必要に応じてSPF医療福祉タスクチーム(佐賀大学医学部メンバーなど)によって確認調整を行う。

3. 先遣隊による調査

域外支援団体の先遣隊による現地調査は極力控えることとするが、必要な場合にはSPFと事前に確認調整を行ったうえで調査の実施を決定し、実施においてもSPFと連携をとりながら調査を実施してその内容を共有する。また、実施の際にはSPFガイドラインに準じた行動を最少人数で行い、ICTなどを積極的に活用して、現地での人的接触を極力控える形で域外支援団体が責任をもって行動する。

4. 支援活動中の感染予防

域外支援団体は、支援活動中には別紙の「コロナ禍における災害支援活動の実施について」を順守して感染拡大予防に努めて活動する。なお、支援活動以外の時間も会食や三蜜を避けて域外支援組織において責任をもって行動する。

- (1) 活動中は参加メンバーの衣服、車両などへの「SPFロゴマーク」の掲示を推奨する。
- (2) 佐賀での活動期間中は「業隠会議」に可能な範囲で参加し、活動状況を共有する。
- (3) 佐賀での支援活動後、2週間は行動の記録をとり、万が一、新型コロナウイルスに感染したメンバーが出た場合には速やかにSPFに報告する。

5. ガイドラインの変更・修正

このガイドラインは状況に応じて改善するためにSPF内での協議により変更する場合がある。変更の際にはウェブサイト等で周知・広報を行う。



- 災害中間支援組織であるSPFが、「域外への支援要請等のためのガイドライン」を作成、ガイドラインに沿って、地域外からの支援団体の面談を実施。
- 活動期間やエリア、専門分野等を把握し、定期報告を受ける仕組みを設けた。情報共有会議でも活動報告を受けることでモレ・ムラのない被災者支援体制を構築。
- 支援団体にステッカーを渡し、活動中に必ず掲示することで、住民不安を軽減。



住民に安心してもらうためのステッカーを支援団体へ提供

- SPFがJVOADと協力して行うことで、行政では判断が難しい外部支援団体の把握やスクリーニングを行うことができた。
- 外部支援団体の安全性を見える化することで、安心して活動できる。(PCR検査費や抗原検査キットもSPFにおいて手配)
- 活動団体の概況を把握できる体制となり、被災者支援がスムーズにする。



県域レベルの中間支援組織によるNPO等への活動助成

- 県域レベルの中間支援組織が基金を作り、NPO等による被災地支援や平時の活動を支援している
- 基金の原資は、企業・団体や個人からの寄付、ふるさと納税、休眠預金事業などさまざま

佐賀県の例

- **佐賀未来創造基金**は、**佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）**と連携して、令和3年8月からの大雨に係る被災者支援活動の緊急支援基金の募金を実施。
- また、同基金は、**休眠預金等活用事業**の資金分配団体に選定されている。最新の「コロナ禍での気候変動を起因とする災害対応支援事業」（2022年1月公募開始）は、SPFとの共同事業として、県内支援団体の体制整備支援を行うもの。



出典：佐賀未来創造基金

長野県の例

- **長野県**では、令和元年台風第19号に係る被災者支援団体への助成を行うため、災害中間支援組織である「**長野県災害時支援ネットワーク（N-Net）**」と協働して「**ONE NAGANO基金**」を立ち上げ。（運営事務局は長野県NPOセンター）
- 県によるふるさと納税を原資とした補助金、企業・団体寄付をもとに、これまでに**49件**の助成を実施。

出典：長野県NPOセンター

三者連携を促進するための内閣府・JVOADによる取組



◆発災時における情報共有会議の開催

平成30年7月豪雨以降、行政・社会福祉協議会・NPOの三者が連携した被災者支援が行えるよう、全国レベル・地域レベルで支援活動情報の交換等を行う「情報共有会議」を定期的に開催することが定着。

＜全国情報共有会議＞

- ・内閣府【行政代表】
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）【NPO代表】
- ・全国社会福祉協議会【ボランティア代表】

＜被災地での情報共有会議＞

- ・県単位・市町村単位で県ごとの情報共有会議を開催



第2回全国情報共有会議

◆三者連携に関するガイドブック・手引きの作成、 多様な主体の連携促進のための研修会（内閣府）

各都道府県における「多様な主体による連携・協働体制」を作ることを目的に、ガイドブック・手引きを作成するとともに、研修会を実施。

令和3年度は、各都道府県の取組状況に合わせ、「基礎研修」「連携関係づくり研修」「中核人材育成研修」の3層に分けた研修会を実施。

＜令和3年度の開催実績＞

- 基礎研修…34都道府県
- 連携関係づくり研修…3県
- 中核人材育成研修…4道府県



◆内閣府とJVOADによる三者連携・協働ティアアップ宣言

平時から行政とNPOが「顔の見える関係」となり、発災時の「情報共有会議」の開催を円滑化するため、内閣府とJVOADがティアアップ宣言

○調印式：令和元年5月20日（月）



ティアアップ宣言調印式

◆災害支援そなえ令和基金の創設（JVOAD）

多様な主体による被災者支援の「もれ・むら」をなくすため、全国の都道府県に災害支援コーディネーション（調整機能）の仕組みを構築することを目的に、JVOADに対する天皇陛下ご下賜金を原資として、2021年11月に基金を創設。

＜基金の使途＞

- ・災害支援者間のネットワーキング
- ・災害支援のスキルアップ・人材育成
- ・災害支援体制の検討・検証



◆コーディネーションガイドラインの作成（JVOAD）

災害中間支援に携わるNPOスタッフ等向けのガイドラインを2022年3月に刊行。あわせて、「家屋保全」、「子ども支援」、「食と栄養」の3つの分野別ガイドラインも観光。

＜ガイドラインの主な内容＞

- ・被災者支援コーディネーションとは
- ・災害中間支援組織とは
- ・災害時の具体的な活動
- ・被災者支援コーディネーションの事例
- ・コーディネーションの実施体制



「避難生活支援と「もれ・むら」のない コーディネーション」

2022年10月23日（日）10:30～12:00

災害支援の文化を創造する

JV  AD

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

ご清聴ありがとうございました。

お帰りの際にアンケートへのご協力をお願いいたします。

オンラインから参加の方は、チャットに送信されたアンケートファイルをダウンロードいただき、回答後以下にお送りください。

JVOAD 担当：古越あて takehiko-furukoshi@jvoad.jp